

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
令和 3 年度業務実績評価書

様式 1-1-1 中期目標管理法 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	
評価対象事業年度	年度評価	令和3年度(第4期)
	中期目標期間	平成30～令和4年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	厚生労働大臣		
法人所管部局	社会・援護局障害保健福祉部	担当課、責任者	企画課施設管理室
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策立案・評価担当参事官室
主務大臣			
法人所管部局		担当課、責任者	
評価点検部局		担当課、責任者	

3. 評価の実施に関する事項

4. その他評価に関する重要事項
なし。

様式 1-1-2 中期目標管理法 年度評価 総合評価様式

1. 全体の評価						
評価 (S、A、B、C、D)	B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		B	B	B	B	
評価に至った理由	項目別評価8項目のうち、Aが1項目、Bが7項目、そのうち重要度「高」であるものは、Aが1項目、Bが2項目ある。全体として評価を引き下げる事象もなかったため、「B」評価とした。					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	
その他改善事項	
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	

4. その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1	自立支援のための取組【重点化項目】		
業務に関連する政策・施策	障害者の地域における生活を総合的に支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること（IX-1-1）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第 11 条第 1 項
当該項目の重要度、困難度	<p>〈重要度：高、難易度：高〉</p> <p>○施設入所利用者の地域移行の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者が地域で日常生活又は社会生活を営むことができるように支援することは、障害者総合支援法の基本理念にも明記されている。のぞみの園は、国で唯一、独立行政法人として運営する重度の知的障害者総合施設であり、先導的に取り組む役割を担っているため、引き続き、施設入所利用者の地域移行を推進することは重要度が高い。 ・ 加齢に伴い、機能低下・重症化が顕著である入所者が増加しており、これらの者には、常時医療的支援が必要となるなど、特別な支援が必要な者も多く、受入れ可能な移行先事業所が限定されることから、難易度が高い。 <p>○著しい行動障害を有する者等への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 著しい行動障害を有する者等は、重度の知的障害者であり支援が難しく、地域での受け入れに当たり課題を抱えていることが多い場合があることから、地域での支援が進むようにモデル的支援の構築が必要である。モデル的支援を構築し普及することによって、障害の程度によらず、障害者が地域で日常生活又は社会生活を営むことができるように支援することは、重要度が高い。 ・ これまでのぞみの園が行ってきた取組状況によると、著しい行動障害等を有する者については、地域で受け入れる施設等がないケースや、受け入れてはいるものの今後の支援方針が定まらず支援者が疲弊しているケースが多く、支援が困難となっている。また、矯正施設を退所した知的障害者は、知的障害のみならず、発達障害、精神障害を併せ持つなど、複雑で多岐にわたる課題を抱えているため、きめ細かな支援が必要なケースが多く、その支援にあたっては、福祉サービスだけでなく、刑務所、保護観察所、保護司及び地域生活定着支援センター等の関係機関等との連携が必要となる。さらに、その対応については医療・福祉の両面から支援をすることが必要であり、本人の特性を考慮した個別対応をはじめ、期間を設定して課題を整理・改善し、地域での生活を実現させることは多くの困難が想定される。このため、難易度が高い。 	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ

① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
施設入所利用者数の縮減（計画値）	第3期中期目標期間末と比べ14%縮減	228人	—	—	—	—	196人		予算額（千円）	2,031,112	1,991,521	1,933,512	1,629,739
施設入所利用者数の縮減（実績値）	—	228人 (第3期中期目標期間末)	225人 (3人) (1.3%)	205人 (23人) (10%)	199人 (29人) (13%)	188人 (40人) (18%)	—		決算額（千円）	1,946,951	1,886,536	1,811,197	1,809,898
達成度	—	—	9.3%	72%	93%	125%	—		経常費用（千円）	1,973,684	1,802,276	1,747,043	1,688,065
地域移行した者の数（計画値）	毎年度5人以上	—	5人以上	5人以上	5人以上	5人以上	5人以上		経常利益（千円）	31,873	16,220	110,697	△195,171
地域移行した者の数（実績値）	—	2人 (平成29年度)	2人	3人	2人	1人	—		行政コスト（千円）	683,054	2,622,398	1,820,923	1,762,494
達成度	—	—	40%	60%	40%	20%	—		従事人員数	213	197	181	172
地域生活体験実施日数（計画値）	年間200日以上	—	200日以上	200日以上	200日以上	200日以上	200日以上						
地域生活体験実施日数（実績値）	—	38日 (平成29年度)	401日	338日	136日 注1	151日 注3	—						
達成度	—	—	200%	169%	136% 68%	182% 76%	—						
各寮における説明会開催数（計画値）	毎年度各寮1回以上	—	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上						
各寮における説明会開催数（実績値）	—	1回 (平成29年度)	1回	1回	—	1回	—						
達成度	—	—	100%	100%	—	100%	—						
高齢知的障害者支援の職員研修会の開催数（計画値）	毎年度12回以上	—	12回以上	12回以上	12回以上	12回以上	12回以上						
高齢知的障害者支援の職員研修会の開催数（実績値）	—	12回 (平成29年度)	14回	14回	8回 注2	15回 注4	—						
達成度	—	—	117%	117%	100% 67%	188% 125%	—						
著しい行動障害等を有する者の受入数（計画値）	第4期中期目標期間中計78人	—	10人	10人	18人	20人	20人						

著しい行動障害等を有する者の受入数（実績値）	—	14人 （第3中期目標期間中計）	10人	10人	11人	10人	—							
達成度	—	—	100%	100%	61%	50%	—							
受入後3年以内に地域移行した割合（計画値）	100%	—	100%	100%	100%	100%	100%							
受入後3年以内に地域移行した割合（実績値）	—	100% （平成29年度）	33%	86%	100%	88%	—							
達成度	—	—	33%	86%	100%	88%	—							
矯正施設退所者の受入数（計画値）	第4期中期目標期間中計35人	—	7人	7人	7人	7人	7人							
矯正施設退所者の受入数（実績値）	—	19人 （第3中期目標期間中計）	7人	5人	5人	3人	—							
達成度	—	—	100%	71%	71%	43%	—							
受入後2年以内に地域移行した割合（計画値）	100%	—	100%	100%	100%	100%	100%							
受入後2年以内に地域移行した割合（実績値）	—	100% （平成29年度）	100%	100%	100%	100%	—							
達成度	—	—	100%	100%	100%	100%	—							

注1：令和2年度中における警戒レベル3以上の約6か月間を評価対象期間から除外した場合の達成度（目標値を12月で除して得られた値に発令されなかった月数を乗じた値を修正後目標値として算出）

注2：令和2年度中における警戒レベル4の約4か月間を評価対象期間から除外した場合の達成度（目標値を12月で除して得られた値に発令されなかった月数を乗じた値を修正後目標値として算出）

注3：令和3年度中における警戒レベル3以上の期間と警戒レベル3と同程度の措置が要請された令和4年1月～3月のまん延防止等重点措置期間の計約7か月間を評価対象期間から除外した場合の達成度（目標値を12月で除して得られた値に発令されなかった月数を乗じた値を修正後目標値として算出）

注4：令和3年度中における警戒レベル4の約4か月間を評価対象期間から除外した場合の達成度（目標値を12月で除して得られた値に発令されなかった月数を乗じた値を修正後目標値として算出）

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
<p>1 自立支援のための取組</p> <p>障害者の自立支援の観点から、施設入所から地域で日常生活又は社会生活を営むことができるように支援することが重要である。このため、以下の事項を実施すること。</p> <p>(1) 重度知的障害者のモデル的な支援を行うことにより、施設入所利用者の地域への移行を引き続き推進していくこと。こうした取組により、施設入所利用者数について、第3期中期目標終了時(平成30年3月31日)と比較して、14%縮減すること。支援にあたっては、引き続き、地域生活体験の実施や保護者懇談会等</p>	<p>1 自立支援のための取組</p> <p>(1) 重度知的障害者のモデル的な支援を行うことにより、施設入所利用者の地域への移行を引き続き推進していくこと。こうした取組により、施設入所利用者数について、第3期中期目標終了時(平成30年3月31日)と比較して、14%縮減する。支援にあたっては、引き続き、地域生活体験の実施や保護者懇談会等の開催などを行うことにより、</p>	<p>1 自立支援のための取組</p> <p>(1) 重度知的障害者のモデル的な支援を行うことにより、施設入所利用者の地域への移行を引き続き推進していくこと。こうした取組により、施設入所利用者数について、第3期中期目標終了時(平成30年3月31日)と比較して、14%縮減する。支援にあたっては、引き続き、地域生活体験の実施や保護者懇談会等の開催などを行うことにより、</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域移行者数 ・地域生活体験の実施日数 ・保護者懇談会等での説明回数 ・高齢知的障害者への支援に関する職員研修会の開催数 ・著しい行動障害等を有する者の受入数 ・著しい行動障害等を有する者の地域移行率 ・矯正施設を退所した知的障害者の受入数 ・矯正施設を退所した知的障害者の地域移行率 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域移行者のフォローアップ件数 ・地域移行の取組成果の発信件数 ・日中活動の提供数 ・法人内研修の開催数 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・モデル的支援を行うことにより、施設入所利用者の地域への移行を推進しているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>当法人は高齢化した重度知的障害者が多く入所する施設であり、利用者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合には、重症化してしまうリスクが非常に高く、命に関わる危険性があることや、いったん感染してしまった場合には、利用者の特性上、集団感染も避けられないことから、前年度に引き続き、利用者への感染を防止することを最大の使命として取り組んだ。</p> <p>そのため、利用者の居室等利用する施設の消毒や換気等の環境設備面に最大限考慮しつつ、利用者との接触が業務上避けられない職員に対しても外部からウイルスを持ち込まないよう検温や手洗いさらには独自のPCR検査の実施等、徹底した感染防止対策を講じつつ、利用者への支援を継続し続けた。</p> <p>また、今年度は「感染症対策委員会」を30回開催し、「のぞみの園」における新型コロナウイルス感染者の発生及び感染が疑われる者が発生した場合の対応について」を制定したほか、法人内の感染防止対策の情報共有に努めた。こうした取組を進めたことで、入所利用者については感染者が0人となった。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症の感染者数 利用者 0人</p> <p>(1) 施設入所利用者の地域移行の推進</p> <p>令和3年度においては、1人の入所利用者を地域移行させることが出来たが目標(毎年度5人以上)を下回った。移行した1人の入所利用者の年齢については68歳、入所年数は、50年2か月、障害支援区分は6であった。</p> <p>地域移行の取組みについては、本人及び家族の同意のもとに実施することを原則としており、コロナ禍に入る前までは、保護者懇談会や入所利用者への面会の機会を利用して、グループホームでの暮らしや出身自治体の受入れ先状況等を説明し、理解を求めてきた。保護者懇談会については、コロナ禍の令和2年度、感染拡大防止の観点から開催することができなかったが、令和3年度の保護者懇談会については、オンラインを活用してグループホームの様子を保護者にお伝えするといった工夫を図り、保護者からはグループホームの運営に関することや利用料についての関心が寄せられた。</p> <p>また、入所利用者への直接の面会については、令和3年度も新型コロナウイルス感染防止の観点から、自粛いただかざるを得ない状況となってしまうが、代替措置としてオンラインを活用した個別の面会(延べ97回)を実施することで、入所利用者の生活の様子等を知っ</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>○地域移行への取組については、利用者の平均年齢が69歳と高く、年々加齢による機能低下・重症化が進み、また、保護者も高齢なことから施設での終生保護を求める家族に地域移行の同意を得ることが非常に難しくなっている。</p> <p>また、認知症の発症、身体の機能低下、親の高齢化(又は死亡)、日常的に医療的ケアが必要な者が多く、受入先の確保では介護度の高さや、医療的ケアの対応未整備を理由に受入の困難度が増している。</p> <p>さらにコロナ禍において、高齢・重度が故に罹患を恐れ、また、身体機能の低下が進行している状況から、現状ののぞみの園での環境において、生活を継続してほしい旨の保護者の意向も強い。</p> <p>このような状況の中でも、令和2年度は開催することができなかった保護者懇談会について、オンラインを活用してグループホームの様子を保護者に伝えるといった工夫を行うことで令和3年度は開催し、保護者の理解を求めるところであり、また、入所利用者の直接の面接についても同様に、地域移行に向けた取組としてオンラインを活用した個別面会を行うことで、入所利用者の様子を知っていただくことが</p>	<p>【評定】</p> <p><評定に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p> <p>(外部有識者からの主な意見)</p>	

<p>の開催などを行うことにより、円滑な地域移行に努めること。</p> <p>〈重要度：高、難易度：高〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者が地域で日常生活又は社会生活を営むことができるように支援することは、障害者総合支援法の基本理念にも明記されている。のぞみの園は、国で唯一、独立行政法人として運営する重度の知的障害者総合施設であり、先導的に取り組む役割を担っているため、引き続き、施設入所利用者の地域移行を推進することは重要度が高い目標である。 ・ 独立行政法人に移行する以前から入所している者（以下、「移行前の施設入所利用者」という。）（平成 29 年 4 月 1 日現在）の平均年齢は、65.4 歳、平均入所期間は、40.7 年、障害支援区分（1～6）の平均は、5.9 であり、重度の知的障害かつ高齢・長期の入所者が多くを占めており、地域移行に関しては、保護 	<p>円滑な地域移行に努める。</p> <p>〈具体的な取組〉</p> <p>ア 地域生活体験の実施</p> <p>のぞみの園のグループホームでの宿泊体験等を通じて、本人の意向の確認、社会的スキルや移行に関しての配慮事項の把握などを行う。</p> <p>イ 保護者懇談会等の開催</p> <p>グループホームでの暮らし方や出身自治体の受入れ先状況等を説明する保護者懇談会等を開催する。</p> <p>ウ 移行先自治体等との調整</p> <p>施設入所利用者の出身市区町村、事業所等に対して、情報交換等の調整を実施する。</p> <p>エ 地域移行者のフォローアップの実施</p> <p>移行先事業所と連携して地域生活の定着を図るためのフォローアップを実施する。</p> <p>オ 情報提供の実施</p> <p>のぞみの園の取組状況について、ニ</p>	<p>円滑な地域移行に努める。</p> <p>〈具体的な取組〉</p> <p>ア 地域生活体験の実施</p> <p>のぞみの園のグループホームでの宿泊体験等を通じて、本人の意向の確認、社会的スキルや移行に関しての配慮事項の把握などを行う。</p> <p>イ 保護者懇談会等の開催</p> <p>グループホームでの暮らし方や出身自治体の受入れ先状況等を説明する保護者懇談会等を開催する。</p> <p>ウ 移行先自治体等との調整</p> <p>施設入所利用者の出身市区町村、事業所等に対して、情報交換等の調整を実施する。</p> <p>エ 地域移行者のフォローアップの実施</p> <p>移行先事業所と連携して地域生活の定着を図るためのフォローアップを実施する。</p> <p>オ 情報提供の実施</p> <p>のぞみの園の取組状況について、ニ</p>		<p>ていただくことができた。</p> <p>次に、受入れ先の確保として、出身自治体等の障害者支援施設やグループホームに協力要請をするものの、入所利用者の状態に応じて受入れ先を確保することから、現員の問題（空き状況）の他、特に介護度の高さや医療的ケア等についての支援技術や体制不足等の理由から受入れに消極的な事業所が増えている。そのため、本人の支援方法等については、写真等を盛り込み「〇〇さんの支援について」とした手順書等を情報提供し、必要に応じて担当職員を事業所等に派遣するなどにより、丁寧な説明に努めた。</p> <p>施設利用者の出身市区町村に対して、入所利用者の地域移行について、随時、本人の情報を伝える等、情報交換した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移行先自治体等との調整 67回 3市1町 うち事業所との調整 27回 <p>地域生活体験（宿泊体験・日中体験）の取組として、移行先の障害者支援施設や当法人のグループホーム、生活介護事業所を利用させていただき、本人の思いの確認やニーズの把握をした。</p> <p>地域生活体験については、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として市中のグループホーム利用や買い物体験等の実施を自粛した期間が長く続いたため、延べ 151 日実施したが、目標（年間 200 日以上）は下回った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊体験 6人 82日 ・ 日中体験 69人 69日 <p>地域移行した入所利用者のフォローアップについては、令和 3 年度は、感染防止の観点から訪問を自粛したため 3 件のみにとどまった。</p> <p>ただし、電話等による連絡を 83 人に 122 回実施した。</p> <p>のぞみの園の取組状況については、ニュースレターや地域移行通信等により全国の知的障害者支援施設等へ情報提供した。</p>	<p>できた。</p> <p>保護者等家族に対して働きかけを行い、本人・家族の意思確認で同意を得られた者に対しては宿泊体験や日中体験（目標 200 日：実績 151 日）等を積極的に行い、地域移行者（地元での生活）5 人の難易度が高い目標に対して 1 人の利用者の地域移行を実現させることができた。加えて、地域移行後についても新しい居住の場に定着できるよう、電話連絡等（83 人 122 回）によるフォローアップにも努めている。</p>	
--	---	---	--	--	--	--

<p>者の理解が不可欠である。また、加齢に伴い、機能低下・重症化が顕著である入所者が増加しており、これらの者には、常時医療的支援が必要となるなど、特別な支援が必要な者も多く、受入れ可能な移行先事業所が限定されることから、難易度が高い目標である。</p> <p>(2) 高齢の施設入所利用者に対する専門性の高い支援を実践すること。支援にあたっては、認知症を発症した者、機能低下の著しい者及び医療的ケアの必要な者も多いことから、医療との連携を重視しながら、機能低下に対する予防的なケアに取り組むとともに、生活環境の配慮に努めること。</p>	<p>ユースレター等により全国の知的障害者支援施設等へ情報提供を実施する。</p> <p>(2) 高齢の施設入所利用者に対する専門性の高い支援を実践する。支援にあたっては、認知症を発症した者、機能低下の著しい者及び医療的ケアの必要な者も多いことから、医療との連携を重視しながら、機能低下に対する予防的なケアに取り組むとともに、生活環境の配慮に努める。</p> <p>〈具体的な取組〉 ア ニーズに対応した居住環境の整備 認知症を発症した者、機能低下の著しい者及び医療的ケアの必要な者に対し、心身機能に配慮した生活環境の</p>	<p>ユースレター等により全国の知的障害者支援施設等へ情報提供を実施する。</p> <p>(2) 高齢の施設入所利用者に対する専門性の高い支援を実践する。支援にあたっては、認知症を発症した者、機能低下の著しい者及び医療的ケアの必要な者も多いことから、医療との連携を重視しながら、機能低下に対する予防的なケアに取り組むとともに、生活環境の配慮に努める。</p> <p>〈具体的な取組〉 ア ニーズに対応した居住環境の整備 認知症を発症した者、機能低下の著しい者及び医療的ケアの必要な者に対し、心身機能に配慮した生活環境の</p>	<p>・高齢の施設入所利用者に対する専門性の高い支援を実践しているか。</p>	<p>(2) 高齢の施設入所利用者に対する支援 ○高齢知的障害者への専門性の高い支援の取り組みとして平成 29 年度より医療との連携にて身体機能低下の予防を目的とした「健康増進プログラム」を生活寮において実施している。令和 3 年度は文化的日中活動（意欲や気力の低下を予防するための活動（手芸・創作活動・園芸・音楽鑑賞等））とリハビリ的日中活動（機能低下を予防するため、リハビリの一環としての活動（歩行・足浴・唾液腺マッサージ等））を利用者一人あたり一月に 4 回以上を実施し、「健康増進プログラム」はリハビリ的活動として取り入れた。</p> <p>機能低下の著しい高齢知的障害者等への適切な支援については、診療所との連携により、日常的に看護師による喀痰吸引、経鼻経管や胃瘻等への栄養剤の注入を行う他、救急救命講習会や褥瘡予防の職員研修会といったこれまで開催してきた研修会に加え、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症感染防止対策として職員間の感染リスクを減らすため、接触度の高い研修は控えざるを得なかったが、今年度はコロナ禍における工夫として、喀痰吸引、経管栄養やオムツ講習会といった内容をテーマとした高齢者を支援する研修会を動画により開催して生活の質の向上や安全安楽な介護に向けての専門性の高い支援の提供を行うとともに、研究発表や職員研修により職員の専門性の向上に努めた。救急救命講習会については、のぞみの園診療所の看護師や理学療法士を講師として、訓練機能と人体模型を使用し、実践に近い形式で開催している。各入所者寮と同じ敷地内に設置される診療所の専門職を十分に活用することで、講習会の毎月原則開催を可能としており、その結果、より多くの支援者が受講できる体制となること、高齢化にある当施設入所者に対する専門性の高い適切な支援に直結するよう努めている。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の職員間の感染リスクを減らすため、接</p>	<p>○高齢の施設入所利用者に対する専門性の高い支援を実践することについては、救急救命講習会を毎月原則実施し生活の質の向上や安全安楽な介護に向けての専門性の高い支援の提供を行った。のぞみの園診療所の看護師や理学療法士を講師として、訓練機能と人体模型を使用し、実践に近い形式で開催している。各入所者寮と同じ敷地内に設置される診療所の専門職を十分に活用することで、講習会の毎月原則開催が可能となり、その結果、より多くの支援者が受講できる体制となること、高齢化にある当施設入所者に対する専門性の高い適切な支援に直結させている。また、これまで開催してきた救命救急講習会等に加え、令和 3 年度は動画により喀痰吸引、経管栄養やオムツ講習会といった内容をテーマとした高齢者を支援する研修会も開催して、職員の専門性の向上</p>	
--	---	---	---	---	---	--

	<p>改善を図る。</p> <p>イ 効果的な日中活動の提供 高年齢知的障害者に対して、機能低下を予防するためにリハビリ等の内容を取り入れた日中活動を提供する。また、意欲や気力の低下を予防するために文化的な活動を取り入れた日中活動を提供する。</p> <p>ウ 専門性の向上 高年齢知的障害者への効果的な支援を提供するため、職員研修会の機会を設け、のぞみの園職員の高年齢知的障害者支援に関する専門性の向上を図る。</p> <p>(3) 引き続き有期限で受け入れる、著しい行動障害等を有する者及び福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者(以下、「著しい行動障害を有する者等」という。)について、モデル的支援として拡充を図る。支援にあたっては、本人の特性を考慮した適切な支援プログラムを作成するなど、きめ細かな対</p>	<p>改善を図る。</p> <p>イ 効果的な日中活動の提供 高年齢知的障害者に対して、機能低下を予防するためにリハビリ等の内容を取り入れた日中活動を提供する。また、意欲や気力の低下を予防するために文化的な活動を取り入れた日中活動を提供する。</p> <p>ウ 専門性の向上 高年齢知的障害者への効果的な支援を提供するため、職員研修会の機会を設け、のぞみの園職員の高年齢知的障害者支援に関する専門性の向上を図る。</p> <p>(3) 引き続き有期限で受け入れる、著しい行動障害等を有する者及び福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者(以下、「著しい行動障害を有する者等」という。)について、モデル的支援として拡充を図る。支援にあたっては、本人の特性を考慮した適切な支援プログラムを作成するなど、きめ細かな対</p>		<p>触度の高い研修会の回数はやむなく縮小せざるを得なかったが、別途、感染症予防対策としてのガウンテクニック研修会(2回)を実施した。</p> <p>※高年齢知的障害者支援の職員研修会(目標12回、実績15回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急救命講習会 7回 (5月、9月、1月、2月、3月は新型コロナウイルス感染防止のため中止) ・褥瘡予防の職員研修会 1回 ・高年齢者支援研修会(動画研修) 7回 <p>支援の実践等については、他の障害者支援施設・事業所が活用できるようにニュースレターの発行や、障害者支援施設等からの見学者を受入れた。</p> <p>○高年齢の施設入所利用者に対する専門性の高い支援を実践するため、法人内に4つ研究班を設置しグループウェアを活用して実践事例の精査検討を行った。</p> <p>①高年齢者支援グループ 高年齢者支援グループであるもくれん寮・なでしこ寮において、高年齢者寮における日中活動について研究した。</p> <p>②認知症研究班 認知症の早期発見から支援計画のプロセスについて研究した。</p> <p>③高年齢者支援事例検討会(機能低下班) リラクゼーション効果をもたらす活動を通しての心身機能への影響について研究した。</p> <p>④高年齢者支援事例検討会(医療的ケア班) 福祉機器の導入について、デモ機の使用を通じてアンケートを実施するとともに、支援者の体作りについて研究した。</p>	<p>に努めた。</p> <p>支援の実践等については、他の障害者支援施設・事業所が活用できるようにニュースレターの発行など情報提供を行い普及に努めた。</p> <p>接触度の高い職員間の研修会については、回数を縮小せざるを得ない中であつたが、高年齢の入所者をコロナ感染から守るためのガウンテクニック研修会を実施するなど、考えられる取組を実施した。</p>	
--	---	---	--	---	--	--

<p>(3) 引き続き有期限で受け入れる、著しい行動障害等を有する者及び福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者（以下、「著しい行動障害を有する者等」という。）について、モデル的支援として拡充を図ること。支援にあたっては、本人の特性を考慮した適切な支援プログラムを作成するなど、きめ細かな対応に努めること。なお、矯正施設を退所した知的障害者の支援について、特に法務関係機関と連携・協力を図ること。</p>	<p>応に努める。 なお、矯正施設を退所した知的障害者の支援について特に法務関係機関と連携・協力を図る。</p> <p>〈具体的な取組〉 ア 著しい行動障害等を有する者へのモデル的支援 著しい行動障害等を有する者に対し、日々の支援の過程で得られた新たな情報を積み重ね、個々の障害特性の把握に努めるとともに、地域での自立した生活を目指して本人の障害特性にあった適切な支援プログラムを作成し、それに基づいた支援を提供する。 また、精神科医、臨床心理士等と連携し、自閉症の行動特性や行動障害が生じる背景を把握し、支援の向上を図る。</p>	<p>応に努める。 なお、矯正施設を退所した知的障害者の支援について特に法務関係機関と連携・協力を図る。</p> <p>〈具体的な取組〉 ア 著しい行動障害等を有する者へのモデル的支援 著しい行動障害等を有する者に対し、日々の支援の過程で得られた新たな情報を積み重ね、個々の障害特性の把握に努めるとともに、地域での自立した生活を目指して本人の障害特性にあった適切な支援プログラムを作成し、それに基づいた支援を提供する。 また、精神科医、臨床心理士等と連携し、自閉症の行動特性や行動障害が生じる背景を把握し、支援の向上を図る。</p>	<p>・著しい行動障害等を有する者及び福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者について、モデル的支援として拡充を図り、支援にあたっては、本人の特性を考慮した適切な支援プログラムを作成するなど、きめ細かな対応に努めているか。</p>	<p>(3) 著しい行動障害を有する者等への支援 ア 著しい行動障害等を有する者への支援 他者に対する暴力行為、器物破損行為、自傷行為、拒食、異食行為等の著しい行動障害がある利用者に加え、行動障害がありなおかつ内科的な医療との連携が必要な利用者（体重過多による心臓肥大、糖尿病、高血圧症、睡眠時無呼吸症候群等）も受け入れている。これらの支援困難な障害者は、重度知的障害に加え自閉症を併せ持つ人が多いため、自閉症の障害特性を踏まえたうえで本人のアセスメントを適切に行い、支援プログラムを作成して支援に当たっている。 支援にあたっては、精神科だけではなく利用者によっては内科等の医療機関とも連携している。 のぞみの園ではこれらの有効な支援を行った結果、令和3年度は10の方が行動障害の改善が見られ退所し、グループホームや施設等に移行等した。また、利用者の障害特性から、受入に難色を示す事業所が多く、関係機関と連携して受入先確保に取り組んだところ、7人が受入後3年以内の移行となった。 令和3年度は10人が入所（年度計画の目標：20人）し、3年以内の移行を目指して個々にあったプログラムを作成して支援を行っている。 なお、移行後は移行先の求めなど必要に応じて、電話やWEB、移行先に出向いてのフォローアップを行っている。</p>	<p>○著しい行動障害等を有する者の受入れ要請が年々増加している状況に 대응するため、令和3年度においては、他害、自傷、器物破損行為等により、他機関や事業所において受入れを拒否され、行き先がなくなった支援困難な障害者を10人受け入れた。支援方法としては自閉症の特性を踏まえ、ストレスが溜まらないよう環境設定を行うとともに、日中活動を中心に生活のリズムを整えることで穏やかな生活が出来るよう取り組んだ。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける中でも、訪問調査についてはWEBも活用し、本人と面会したり関係者との会議を重ねたことで、10人を受入れることができた。また計画通りの受入れが進まなかったことについては、受入れを依頼してきた事業者側に感染が発生したことなどでスケジュールを大幅に変更せざるを得ない状況が続いてしまったことなど他動的な要素が一つの要因であった 地域移行については、7人を移行させることができた。また、移行後は移行先の求めなど必要に応じて、電話やWE</p>	
---	--	--	--	---	--	--

<p>〈重要度：高、難易度：高〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 著しい行動障害を有する者等は、重度の知的障害者であり支援が難しく、地域での受け入れに当たり課題を抱えていることから、地域での支援が進むようにモデル的支援の構築が必要である。モデル的支援を構築し普及することによって、障害の程度によらず、障害者が地域で日常生活又は社会生活を営むことができるように支援することは、重要度が高い目標である。 これまでのぞみの園が行ってきた取組状況によると、著しい行動障害等を有する者については、地域で受け入れられる施設等がないケースや、受け入れられているものの今後の支援方針が定まらず支援者が疲 	<p>イ 福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者へのモデル的支援</p> <p>矯正施設退所者に対し、個々の特性を把握し、本人と職員お互いの関係づくりに取り組むとともに、地域での自立した生活を目指して本人の特性を考慮した適切な支援プログラムを作成し、それに基づいた支援を提供する。なお、受入れに際しては、関係機関（矯正施設、保護観察所、自治体、地域生活定着支援センター等）で構成する合同会議を開催するなど、関係機関との連携を図る。</p> <p>（４）上記（１）から（３）までの重度知的障害者等に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を行うために、関係機関との連携を図ること等により、全国の知的障</p>	<p>イ 福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者へのモデル的支援</p> <p>矯正施設退所者に対し、個々の特性を把握し、本人と職員お互いの関係づくりに取り組むとともに、地域での自立した生活を目指して本人の特性を考慮した適切な支援プログラムを作成し、それに基づいた支援を提供する。なお、受入れに際しては、関係機関（矯正施設、保護観察所、自治体、地域生活定着支援センター等）で構成する合同会議を開催するなど、関係機関との連携を図る。</p> <p>（４）上記（１）から（３）までの重度知的障害者等に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を行うために、関係機関との連携を図ること等により、全国の知的障</p>	<ul style="list-style-type: none"> 全国の知的障害者支援施設等で活用できるサービスモデル等を構築し、その普及に取り組んでいるか。 各数値目標について、所期の目標を達成しているか。 	<p>イ 矯正施設を退所した知的障害者への支援</p> <p>矯正施設を退所した利用者は知的障害の他、発達障害や精神疾患を併せ持ち、家族関係、経済基盤が脆弱であることから、その生育歴、犯罪歴などに照らして、入念なアセスメントと手厚い支援体制の構築が必要となる。このため、支援に当たっては当法人のみならず、行政・福祉・医療などの様々な関係機関等との連携・協力を得て、個人ごとの支援チームを作り、チームで支える仕組みも構築し、関係機関とともに取り組んだ。（支援開始後１ヶ月、３ヶ月、６ヶ月、１２ヶ月を目途に関係者を招集し、対象者の情報共有や地域移行先の選定などについて検討を行った。）</p> <p>令和３年度は矯正施設退所者３人（男性３人）を受入れた。（年度計画の目標：７人）</p> <p>個人ごとにアセスメントをし、必要な支援を行った結果、年度内に６人が退所（グループホーム４人、自己都合２人）した。年度中に受入後２年弱を迎えた移行対象者は４名おり、４名とも退所となり、目標（受入後２年以内に地域移行した割合１００％）を達成した。</p> <p>なお、移行後は関係機関と連携のもと、本人訪問や電話連絡など行い、支援会議等でも必要なフォローアップを行った。</p> <p>（４）関係機関への情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢知的障害者、著しい行動障害等を有する者、福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者、それぞれの支援について、退所した元利用者数名によるインタビュー形式の座談会の実施などのぞみの園の実践事例等効果的な取組をニューズレターで発信した。また、研修会やセミナーを開催しサービスモデル等の普及に取り組んだ。 講師派遣依頼にも出来る限り対応した。障害者支援施設等からの著しい行動障害等を有する者への支援についての依頼も多く、計１１２ 	<p>B、移行先に出向いてのフォローアップを行った。更に、他県の施設の職員２人を研修生として受入れ、実際の支援の現場を実感してもらった。</p> <p>○福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者の受入れについては、矯正施設に入所しているうちに利用者との面談を行い、アセスメントをとることに加え、対象者から直接話しを聞くことで大まかなロードマップを描きながら、関係機関と連携し３人受け入れた。</p> <p>この３人が矯正施設入所に至った罪名は、窃盗・性犯・器物破損等となっており、障害特性を見ると知的障害のみならず、発達障害、精神障害を併せ持つ複雑で多岐にわたる課題を抱え困難なケースが多かった。また、貧困・虐待・暴力・性の課題等があり、人間関係の構築に困難さや、トラウマやフラッシュバックを抱えているケースもあった。こうした困難なケースに対しても安心して生活できる場の提供から始まり、対人コミュニケーションや地域で生活できるスキルを身に付けられるよう支援した。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている中でも、訪問調査についてはWEBも活用し、本人と面会したり関係者との会議を重ねたことで、３人を受入れることができた。また計画通りの受入れが進まなかったことについては、アセスメントを進</p>	
--	---	---	--	---	--	--

<p>弊しているケースが多く、支援が困難となっている。また、矯正施設を退所した知的障害者は、知的障害のみならず、発達障害、精神障害を併せ持つなど、複雑で多岐にわたる課題を抱えているため、きめ細かな支援が必要なケースが多く、その支援にあたっては、福祉サービスだけでなく、刑務所、保護観察所、保護司及び地域生活定着支援センター等の関係機関等との連携が必要となる。さらに、その対応については医療・福祉の両面から支援をすることが必要であり、本人の特性を考慮した個別対応をはじめ、期間を設定して課題を整理・改善し、地域での生活を実現させることは多くの困難が想定される。このため、難易度が高い目標である。</p> <p>(4) 上記(1)から(3)までの重度知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な</p>	<p>害者支援施設等で活用できるサービスモデル等を構築し、その普及に取り組む。</p> <p>(5) 評価における指標</p> <p>i 地域移行者数を毎年度5人以上とする。</p> <p>ii 地域生活体験(宿泊体験、日中体験)の実施日数を毎年度延べ200日以上とする。</p> <p>iii 保護者懇談会等での説明回数を各寮毎年度1回以上とする。</p> <p>iv 高齢知的障害者への支援に関する職員研修会の開催数を毎年度12回以上とする。</p> <p>v 著しい行動障害等を有する者について第4期中期目標期間の施設入所利用者の受入れを78人まで拡充する。</p> <p>vi 矯正施設を退所した知的障害者について第4期中期目標期間の施設入所利用者の受入れを35人まで拡充する。</p> <p>vii 著しい行動障害等を有する者について、受け入れて</p>	<p>害者支援施設等で活用できるサービスモデル等を構築し、その普及に取り組む。</p> <p>(5) 令和3年度における評価指標</p> <p>i 地域移行者数を5人以上とする。</p> <p>ii 地域生活体験(宿泊体験、日中体験)の実施日数を延べ200日以上とする。</p> <p>iii 保護者懇談会等での説明回数を各寮1回以上とする。</p> <p>iv 高齢知的障害者への支援に関する職員研修会の開催数を12回以上とする。</p> <p>v 著しい行動障害等を有する者について令和3年度における施設入所利用者の受入れを20人とする。</p> <p>vi 矯正施設を退所した知的障害者について令和3年度における施設入所利用者の受入れを7人とする。</p> <p>vii 著しい行動障害等を有する者について、受け入れて</p>		<p>件派遣した。</p>	<p>めていく中で、歩んできた経験の違いから、同寮予定者との相性が合わない恐れがあることが見えてきたり、受入れ前になって同性の性加害行動が発覚したりするといった、受入れ予定者の状況の変化などの他動的な要素が一つの要因であった。</p> <p>地域移行についても矯正施設退所者ということで受入れに消極的な事業所が多かったが、本人の状況を詳細、丁寧に伝え、地域移行に必要な福祉資源を地域の中でいかにして組み立てるべきかを情報共有するなど、根気よく連絡調整に取り組み、6人の退所者のうち4人を地域移行させることができた。</p> <p>全員が目標どおり入所から2年以内の移行であった。</p> <p>地域移行した入所利用者のフォローアップについては、本人の様子や変化、家族との関係などについて確認した。また、これまで移行した全員に対して、電話等の連絡で生活の状況等の聞き取りを行い、移行後も元利用者が安定した生活を送ることが出来ていることが確認できた。</p> <p>令和3年度も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う非常事態宣言や群馬県独自の行動基準による警戒度の発令により、人と人との接触を前提にした指標においては実績をあげることは、極めて困難な状況であった。</p> <p>そうした中においても、掲げた目標を念頭に、各種の取</p>	
---	--	--	--	---------------	--	--

<p>支援を行うために関係機関との連携を図ること等により、全国の知的障害関係施設等で活用ができるサービスモデル等を構築し、その普及に取り組むこと。</p> <p>(5) 評価における指標 自立支援のための取組に関する評価について、以下の指標を設定する。</p> <p>①地域移行者数を毎年度5人以上とする。(平成28年度実績値5人)</p> <p>②地域生活体験(宿泊体験、日中体験)の実施日数を毎年度延べ200日以上とする。(平成28年度実績値194日)</p> <p>③保護者懇談会等での説明回数を各寮毎年度1回以上とする。(平成28年度実績値1回)</p> <p>④著しい行動障害等を有する者について第4期中期目標期間の施設入所利用者の受入れを78人まで拡充する。(平成25年度</p>	<p>から3年以内に地域移行した割合を100%とする。</p> <p>viii 矯正施設を退所した知的障害者について、受け入れてから2年以内に地域移行した割合を100%とする。</p> <p>〈参考指標〉 ※(1) 関連 ・地域移行者のフォローアップ件数を毎年度80件以上とする。 ・地域移行の取組成果の発信件数(ニュースレター)を毎年度1回以上とする。 ※(2) 関連 ・施設入所利用者の健康づくりとしてリハビリ等を考慮した日中活動の提供数を毎月4回以上とする。 ・施設入所利用者の生きがいをづくりとして、文化的な活動を取り入れた日中活動の提供数を毎月4回以上とする。 ※(3) 関連 ・職員を対象とした法人内研修会(行動障害関係・矯正関係)の開催数を毎年度4回以上とする。</p>	<p>から3年以内に地域移行した割合を100%とする。</p> <p>viii 矯正施設を退所した知的障害者について、受け入れてから2年以内に地域移行した割合を100%とする。</p> <p>〈参考指標〉 ※(1) 関連 ・地域移行者のフォローアップ件数を80件以上とする。 ・地域移行の取組成果の発信件数(ニュースレター)を1回以上とする。 ※(2) 関連 ・施設入所利用者の健康づくりとしてリハビリ等を考慮した日中活動の提供数を毎月4回以上とする。 ・施設入所利用者の生きがいをづくりとして、文化的な活動を取り入れた日中活動の提供数を毎月4回以上とする。 ※(3) 関連 ・職員を対象とした法人内研修会(行動障害関係・矯正関係)の開催数を4回以上とする。</p>		<p>〈参考指標〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域移行のフォローアップ件数 122件 (参考指標: 地域移行者のフォローアップ件数を毎年度80件以上) ・地域移行の取組成果の発信件数 1回 (参考指標: 地域移行の取組成果の発信件数(ニュースレター)を毎年度1回以上) ・リハビリ等を考慮した日中活動の提供 一人当たり月6回 (参考指標: 施設入所利用者の健康づくりとしてリハビリ等を考慮した日中活動の提供数を毎月4回以上) ・文化的な活動を取り入れた日中活動の提供 一人当たり月4回 (参考指標: 施設入所利用者の生きがいをづくりとして、文化的な活動を取り入れた日中活動の提供数を毎月4回以上) ・職員を対象とした法人内研修 8回実施 (内訳) 行動障害関係 4回実施 矯正関係 4回実施 (参考指標: 職員を対象とした法人内研修会(行動障害関係・矯正関係)の開催数を毎年度4回以上) 	<p>組を実施してきたところであり、これらについて、難易度が高い取組であることも総合的に勘案し、B評定とした。</p> <p>〈課題と対応〉 なし。</p>	
--	--	---	--	---	--	--

<p>～28年度の実績値 11人)</p> <p>⑤矯正施設を退所した知的障害者について第4期中期目標期間の施設入所利用者の受入れを35人まで拡充する。(平成25年度～28年度の実績値16人)</p> <p>⑥著しい行動障害等を有する者について、受け入れから3年以内に地域移行した割合を100%とする。(平成28年度実績値100%)</p> <p>⑦矯正施設を退所した知的障害者について、受け入れから2年以内に地域移行した割合を100%とする。(平成28年度実績値100%)</p> <p>〈指標の設定及び水準の考え方〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域移行の推進に関する指標については、地域移行者数だけでなく、地域移行につながるプロセスに関する指標も重要である。このため、施設入所利用者の意思のくみ取りや課題の把握 						
--	--	--	--	--	--	--

<p>のために実施する地域生活体験の日数や、地域移行への理解を促すため実施する、保護者懇談会等での説明回数を指標として採用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域移行者数について、施設入所利用者の高齢化・重度化等が進み、地域移行について課題が多いが引き続き取り組むこととし、平成 28 年度実績値以上を指標とする。 ・ 地域生活体験の実施日数、保護者懇談会等について、施設入所利用者数の減少により、対象者数が減少していることから、平成 28 年度実績値を指標とする。 ・ 著しい行動障害を有する者等への支援に係るニーズを踏まえ、第 4 期中期目標期間の施設入所利用者数を拡充するとともに、拡充を図る指標として施設入所利用者の受入数を指標として採用する。 ・ 著しい行動障害を有する者等のモデル的支援の実践を測る指標として、地域移行の割合を 										
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

指標として採用する。						
------------	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-2	調査・研究【重点化項目】		
業務に関連する政策・施策	障害者の地域における生活を総合的に支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること（IX-1-1）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第 11 条第 2 項
当該項目の重要度、困難度	〈重要度：高〉 ・のぞみの園のフィールドを活用した調査・研究の成果を全国の知的障害関係施設等に普及することは、障害者支援の質の底上げに資するため、重要度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ														
② 主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
研究会議の開催数（計画値）	毎年度 2 回以上	2 回 (第 3 期中期目標期間平均値)	2 回以上	2 回以上	2 回以上	2 回以上	2 回以上			予算額（千円）	99,426	101,424	93,694	99,104
研究会議の開催数（実績値）	—	—	2 回	2 回	2 回	2 回	—			決算額（千円）	90,047	90,546	73,833	86,915
達成度	—	—	100%	100%	100%	100%	—			経常費用（千円）	95,745	94,015	83,769	104,482
外部研究者等と協働した研究テーマの数（計画値）	毎年度 4 テーマ以上	4 テーマ (第 3 期中期目標期間平均値)	4 テーマ以上	4 テーマ以上	4 テーマ以上	4 テーマ以上	4 テーマ以上			経常利益（千円）	5,282	11,284	740	△325
外部研究者等と協働した研究テーマの数（実績値）	—	—	7 テーマ	5 テーマ	7 テーマ	8 テーマ	—			行政コスト（千円）	92,168	105,778	84,480	105,193
達成度	—	—	175%	125%	175%	200%	—			従事人員数	7	8	8	10
HP アクセス件数（計画値）	毎年度 20,000 件以上	(平成 30 年度から)	20,000 件	20,000 件	20,000 件	20,000 件	20,000 件							
HP アクセス件数（実績値）	—	—	29,392 件	30,972 件	33,259 件	28,090 件	—							
達成度	—	—	147%	155%	166%	140%	—							
各種学会等への成果の発表回数（計画値）	毎年度 22 回以上	21 回 (第 3 期中期目標期間平均値)	22 回以上	22 回以上	22 回以上	22 回以上	22 回以上							

各種学会等への 成果の発表回数 (実績値)	—	—	34回	52回	32回	48回	—								
達成度	—	—	155%	236%	145%	218%	—								

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
2 調査・研究	2 調査・研究	2 調査・研究	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究会議の開催数 ・外部研究者等と協働した研究テーマ数 ・ホームページに掲載した研究成果のアクセス件数 ・各種学会等における成果の発表回数 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究テーマ数 ・調査研究調整会議の開催数 ・ニュースレター発行部数 ・有償刊行物の作成部数 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・テーマの設定にあたっては、障害福祉施策の動向や社会的ニーズを踏まえ、障害福祉施策の推進に資するものであって、かつ、その成果が全国の知的障害関係施設等で活用されるなど支援の実践につながるものとなるよう努めているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>(1) 調査・研究のテーマの設定</p> <p>○外部研究者等と協働した研究テーマ数については、目標 4 テーマのところ 8 テーマ（厚生労働科学研究 2 テーマ、障害者総合福祉推進事業 2 テーマ、社会福祉推進事業 1 テーマ、東アジア・ASEAN 経済研究センター（ERIA）プロジェクト研究 1 テーマ+法人内研究 2 テーマ）となった。</p> <p>調査・研究の内容を充実させるため、外部研究者等に参画を求め、調査・研究の企画や分析を行う検討委員会を開催し、検討を踏まえ、調査票や映像資料、強度行動障害 PDCA 支援パッケージを作成した。</p> <p>○調査・研究のテーマの設定（参考指標）については、計画 7 テーマのところ 13 テーマの調査・研究を行った。</p> <p>“全国の知的障害者支援施設等の実践につながるもの”として、強度行動障害者支援や高齢期の知的・発達障害者特有の支援に関する「記録」と「情報共有」の効果的な方法について研究を実施した。また、のぞみの園のフィールドを活用し、矯正施設を退所した知的・発達障害者への支援に関すること、新型コロナ対応、服薬支援、食の好みの把握など、利用者の生活の充実や、“障害福祉施策の動向</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <p>目標値以上のテーマを設定し、全国の研究者等と協力して自治体やサービス事業所等の状況の把握・分析を行うとともに、全国の現場で活用できるリーフレットやニュースレターの発行、目標値以上の学会発表や講演等を通じた情報発信を行うなど、国の独立行政法人としての役割を果たすことができた。</p> <p>「研究会議の開催数」の達成度は 100%、そのほかの指標の達成度は 120%を超えているため、A 評価とした。</p> <p><課題と対応></p> <p>なし。</p>	<p>【評定】</p> <p><評定に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p> <p>（外部有識者からの主な意見）</p>
<p>(1) 調査・研究のテーマの設定</p> <p>知的障害に関する国の政策課題等について、障害福祉施策推進のための基礎的なデータの収集・分析の他、のぞみの園のフィールドを活用したモデル的支援の実践成果の取りまとめ及び知的障害関係施設従事者等の資質向上のためのガイドラインの作成や効果的な実務</p>	<p>(1) 調査・研究のテーマの設定</p> <p>知的障害に関する国の政策課題等について、障害福祉施策推進のための基礎的なデータの収集・分析の他、のぞみの園のフィールドを活用したモデル的支援の実践成果の取りまとめ及び知的障害者支援施設従事者等の資質向上のためのガイドラインの作成や効果的な実務</p>	<p>(1) 調査・研究のテーマの設定</p> <p>知的障害に関する国の政策課題等について、障害福祉施策推進のための基礎的なデータの収集・分析の他、のぞみの園のフィールドを活用したモデル的支援の実践成果の取りまとめ及び知的障害者支援施設従事者等の資質向上のためのガイドラインの作成や効果的な実務</p>				

<p>研修プログラムの開発等、のぞみの園でなければ実施できないものに特化して、各年度において具体的なテーマ等を設定して調査・研究を行うこと。</p> <p>なお、テーマ等の設定にあたっては、障害福祉施策の動向や社会的ニーズを踏まえ、障害福祉施策の推進に資するものであって、かつ、その成果が全国の知的障害関係施設等で活用されるなど支援の実践につながるものとなるよう努めること。</p>	<p>研修プログラムの開発等、のぞみの園でなければ実施できないものに特化して、各年度において具体的なテーマ等を設定して調査・研究を行う。</p> <p>なお、テーマ等の設定にあたっては、障害福祉施策の動向や社会的ニーズを踏まえ、障害福祉施策の推進に資するものであって、かつ、その成果が全国の知的障害者支援施設等で活用されるなど支援の実践につながるものとなるよう努める。</p>	<p>研修プログラムの開発等、のぞみの園でなければ実施できないものに特化して、各年度において具体的なテーマ等を設定して調査・研究を行う。</p> <p>なお、テーマ等の設定にあたっては、障害福祉施策の動向や社会的ニーズを踏まえ、障害福祉施策の推進に資するものであって、かつ、その成果が全国の知的障害者支援施設等で活用されるなど支援の実践につながるものとなるよう努める。</p>	<p>・調査・研究の基本的な方針や内容について、全国の研究機関、研究者及び事業所と連携・協力を行うことで、充実を図っているか。</p>	<p>や社会的ニーズを踏まえるもの”に焦点を当てた調査・研究に取り組んだ。</p>		
<p>(2) 調査・研究の内容の充実</p> <p>調査・研究の基本的な方針や内容について、全国の研究機関、研究者及び事業所との連携・協力を行うことで、充実を図ること。</p> <p>なお、障害福祉施策の推進に資するなど適正な調査・研究の内容となっているか、外部の有識者が参画する研究会議等で</p>	<p>(2) 調査・研究の内容の充実</p> <p>調査・研究の基本的な方針や内容について、全国の研究機関、研究者及び事業所との連携・協力を行うことで、充実を図る。</p> <p>なお、障害福祉施策の推進に資するなど適正な調査・研究の内容となっているか、外部の有識者が参画する研究会議等で評価を受ける。</p> <p>〈具体的な取組〉</p>	<p>(2) 調査・研究の内容の充実</p> <p>調査・研究の基本的な方針や内容について、全国の研究機関、研究者及び事業所との連携・協力を行うことで、充実を図る。</p> <p>なお、障害福祉施策の推進に資するなど適正な調査・研究の内容となっているか、外部の有識者が参画する研究会議等で評価を受ける。</p> <p>〈具体的な取組〉</p>		<p>(2) 調査・研究の内容の充実</p> <p>○研究会議を調査・研究の開始前と報告書作成前の2回開催し目標(毎年度2回以上)を達成した。</p> <p>第1回 令和3年7月8日(オンライン形式で開催)</p> <p>第2回 令和4年3月25日(オンライン形式で開催)</p> <p>強度行動障害や高齢期、矯正施設を退所した利用者に関する調査研究はのぞみの園が積極的に進め、情報発信をしていく必要性が高まっている、と複数の委員からのコメントがあり、障害のある人の生活の実態と研究を施策につなげる調査を強化して実施することとした。</p> <p>○国立のぞみの園調査研究調整会議を、調査・研究の開始前と途中、報告書作成前に4回開催し、法人内各部署との連携・協力体制の整備を図った。</p> <p>第1回 令和3年6月17日</p> <p>第2回 令和3年10月18日</p> <p>第3回 令和4年2月7日</p> <p>第4回 令和4年3月10日</p> <p>○国立のぞみの園調査研究倫理審査委員会を、次年度の分も含め、</p>		

<p>評価を受けること。</p>	<p>ア 方針・内容の協議 各年度において行う調査・研究の基本的な方針や具体的な内容について、外部の有識者等から構成する「国立のぞみの園研究会議」において協議を行い、結果についても助言を受ける。</p> <p>イ 業務の計画的・効率的な実施 調査・研究業務について、計画的かつ効率的に進めるため、「国立のぞみの園研究会議」の下に「国立のぞみの園調査研究調整会議」を設置し、具体的な実施体制の検討や関係各部所との連携・調整、進捗状況の把握並びに調査・研究の成果の活用方法等について協議を行う。</p> <p>ウ 調査・研究方法等の倫理的配慮 調査・研究の実施にあたり、その手続きや研究発表の方法に関する倫理面からの妥当性について、外部の有識者等から構成する「国立のぞみの園調査研究倫理審査委員会」において審議を経る。</p>	<p>ア 方針・内容の協議 各年度において行う調査・研究の基本的な方針や具体的な内容について、外部の有識者等から構成する「国立のぞみの園研究会議」において協議を行い、結果についても助言を受ける。</p> <p>イ 業務の計画的・効率的な実施 調査・研究業務について、計画的かつ効率的に進めるため、「国立のぞみの園研究会議」の下に「国立のぞみの園調査研究調整会議」を設置し、具体的な実施体制の検討や関係各部所との連携・調整、進捗状況の把握並びに調査・研究の成果の活用方法等について協議を行う。</p> <p>ウ 調査・研究方法等の倫理的配慮 調査・研究の実施にあたり、その手続きや研究発表の方法に関する倫理面からの妥当性について、外部の有識者等から構成する「国立のぞみの園調査研究倫理審査委員会」において審議を経る。</p>		<p>調査・研究の開始前に6回（うち5回は迅速審査）開催し、審査を受けた。</p> <p>本審査 令和3年7月21日 なお、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンラインを活用し審査を受けた。</p> <p>（以下5回は迅速審査） 第1回迅速 令和3年4月22日 第2回迅速 令和3年5月19日 第3回迅速 令和3年8月19日 第4回迅速 令和3年9月30日 第5回迅速 令和4年2月16日</p>		
------------------	---	---	--	---	--	--

<p>(3) 調査・研究の成果の積極的な普及・活用</p> <p>調査・研究の成果について、広報媒体の活用、講演会等の開催、各種学会等の活用を通して、蓄積した研究成果をわかりやすく解説した情報発信を行うことにより、全国の知的障害関係施設等における普及・活用を図ること。</p> <p>〈重要度：高〉</p> <p>・ のぞみの園のフィールドを活用した調査・研究の成果を全国の知的障害関係施設等に普及することは、障害者支援の質の底上げに資するため、重要度が高い目標である。</p>	<p>(3) 調査・研究の成果の積極的な普及・活用</p> <p>調査・研究の成果について、広報媒体の活用、講演会等の開催、各種学会等の活用を通して、蓄積した研究成果をわかりやすく解説した情報発信を行うことにより、全国の知的障害者支援施設等における普及・活用を図る。</p> <p>〈具体的な取組〉</p> <p>ア ニュースレターの発行及びホームページ掲載</p> <p>調査・研究の成果について、ニュースレターに概要を分かりやすく掲載し、定期的に刊行・配布するとともに、ホームページに掲載し、広く全国の知的障害者支援施設等への情報発信を行う。</p> <p>イ 研究紀要の発行及びホームページ掲載</p> <p>調査・研究の成果を研究紀要として発行するとともに、ホームページに掲載し、広く全国の知的障害者支援施設等への情報発信を行う。</p> <p>ウ 有償刊行物の</p>	<p>(3) 調査・研究の成果の積極的な普及・活用</p> <p>調査・研究の成果について、広報媒体の活用、講演会等の開催、各種学会等の活用を通して、蓄積した研究成果をわかりやすく解説した情報発信を行うことにより、全国の知的障害者支援施設等における普及・活用を図る。</p> <p>〈具体的な取組〉</p> <p>ア ニュースレターの発行及びホームページ掲載</p> <p>調査・研究の成果について、ニュースレターに概要を分かりやすく掲載し、定期的に刊行・配布するとともに、ホームページに掲載し、広く全国の知的障害者支援施設等への情報発信を行う。</p> <p>イ 研究紀要の発行及びホームページ掲載</p> <p>調査・研究の成果を研究紀要として発行するとともに、ホームページに掲載し、広く全国の知的障害者支援施設等への情報発信を行う。</p> <p>ウ 有償刊行物の</p>	<p>・調査・研究の成果について、広報媒体の活用、講演会等の開催等を通じて情報発信し、全国の知的障害関係施設等における普及・活用が図られるよう取り組んでいるか。</p>	<p>(3) 調査・研究の成果の積極的な普及・活用</p> <p>○令和2年度に行った調査研究成果を研究紀要第14号としてまとめ、令和3年6月にホームページに掲載した。</p> <p>また、ホームページに掲載した研究成果へのアクセス件数は28,090件となり目標(20,000件以上)を達成した。</p> <p>○各種学会等における成果の発表については、学会発表を7回(認知症ケア学会、日本自閉症スペクトラム学会、日本社会福祉学会(2題)、日本発達障害学会、日本児童青年精神医学会、日本司法福祉学会、日本公衆衛生学会)、国立機関や障害福祉関係団体等研修会での講義・講演を37回、学会誌及び関係団体機関誌等における掲載を4回行い、合計48回実施し、目標(22回以上)を達成した。</p> <p>○ニュースレターを4回発行し、法人内の実践や調査研究成果の発信(各回4,000部)を行った。</p> <p>4月「発達障害児・者への支援」</p> <p>7月「高齢知的障害者への支援」</p> <p>10月「矯正施設を退所した知的障害者への支援」</p> <p>1月「強度行動障害者への支援」</p> <p>○有償刊行物については、知的・発達障害者のすこやかシリーズ3「食と口腔衛生」の刊行に向けた執筆を行った。(発行は令和4年度)</p>		
---	---	---	--	--	--	--

<p>(4) 評価における指標 調査・研究に関する評価について、以下の指標を設定する。 ①研究会議の開催を毎年度合計2回以上実施する。(平成25年度～28年度の実績平均値2回) ②外部研究者等と協働した研究を毎年4テーマ以上実施する。(平成25年</p>	<p>発行 全国の知的障害者支援施設等の従事者を対象とした研修会等で利用できるよう、支援方法などをわかりやすくまとめた有償刊行物を発行する。 エ 学会や障害福祉関係団体主催研修会への成果の報告 調査・研究の成果を学会誌や関係団体等の機関誌へ掲載するとともに、関係学会の研究大会のぞみの園が主催する研修会、関係団体が主催する講演会や研修会等において発表することで、普及に努める。</p> <p>(4) 評価における指標 i 研究会議を毎年度合計2回以上開催する。 ii 外部研究者等と協働した研究を毎年度4テーマ以上実施する。 iii ホームページに掲載した研究成果のアクセス件数を毎年度20,000件以上とする。 iv 各種学会等における成果の発表回数を毎年度22回</p>	<p>発行 全国の知的障害者支援施設等の従事者を対象とした研修会等で利用できるよう、支援方法などをわかりやすくまとめた有償刊行物を発行する。 エ 学会や障害福祉関係団体主催研修会への成果の報告 調査・研究の成果を学会誌や関係団体等の機関誌へ掲載するとともに、関係学会の研究大会のぞみの園が主催する研修会、関係団体が主催する講演会や研修会等において発表することで、普及に努める。</p> <p>(4) 令和3年度における評価指標 i 研究会議を合計2回以上開催する。 ii 外部研究者等と協働した研究を4テーマ以上実施する。 iii ホームページに掲載した研究成果のアクセス件数を20,000件以上とする。 iv 各種学会等における成果の発表回数を22回以上と</p>	<p>・各数値目標について、所期の目標を達成しているか。</p>			
---	---	---	----------------------------------	--	--	--

<p>度～28年度実績平均値3.8テーマ)</p> <p>③ホームページに掲載した研究成果のアクセス件数を毎年度20,000件以上とする。</p> <p>④各種学会等における成果の発表回数を毎年度22回以上とする。(平成25年度～28年度の実績平均値21.5回)</p> <p>〈指標の設定及び水準の考え方〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査・研究の内容の充実を測る指標として、研究会議の開催数及び外部研究者等との協働研究のテーマ数を採用する。 研究会議の開催数、外部研究者等との協働研究について、第3期中期目標期間で達成した水準以上を目指すことから、平成25年度～28年度の実績平均値以上を指標とする。 調査・研究の成果の普及・活用を測る指標として、アクセス件数及び成果の発表回数を指標として採用する。 ホームページに掲載した研究成果 	<p>以上とする。</p> <p>〈参考指標〉</p> <p>※(1) 関連</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究テーマを毎年度7テーマ以上実施する。 <p>※(2) 関連</p> <ul style="list-style-type: none"> 国立のぞみの園調査研究調整会議を毎年度4回以上開催する。 国立のぞみの園調査研究倫理審査委員会を毎年度1回以上開催する。 <p>※(3) 関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ニュースレターを毎号4,000部以上発行する。 支援方法などの研究成果を平易にまとめた有償刊行物を毎年1冊以上作成する。 	<p>する。</p> <p>〈参考指標〉</p> <p>※(1) 関連</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究テーマを7テーマ以上実施する。 <p>※(2) 関連</p> <ul style="list-style-type: none"> 国立のぞみの園調査研究調整会議を4回以上開催する。 国立のぞみの園調査研究倫理審査委員会を1回以上開催する。 <p>※(3) 関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ニュースレターを毎号4,000部以上発行する。 支援方法などの研究成果を平易にまとめた有償刊行物を1冊以上作成する。 		<p>〈参考指標〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究テーマについて、13テーマの調査・研究を行った。 (参考指標：研究テーマを毎年度7テーマ以上実施) 国立のぞみの園調査研究調整会議開催回数 4回 (参考指標：毎年度4回以上開催) 国立のぞみの園調査研究倫理審査委員会開催回数 6回 (参考指標：毎年度1回以上開催) ニュースレター発行部数 毎号4,000部。 (参考指標：ニュースレター毎号4,000部以上発行) 有償刊行物の作成 刊行に向けた執筆を行った。(発行は令和4年度) (参考指標：支援方法などをまとめた有償刊行物を毎年1冊以上作成) 		
---	---	---	--	---	--	--

<p>のアクセス件数については、第3期中期目標期間で達成した水準以上を目指すことから、平成29年度実績を指標とする。(平成29年9月からカウントしているため、平成29年9月から11月の平均アクセス件数(月1,677件)をもとに水準を設定。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種学会等における成果の発表回数について、第3期中期目標期間で達成した水準以上を目指すことから、平成25年度～28年度の実績平均値以上を指標とする。 						
---	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

--

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-3	養成・研修		
業務に関連する政策・施策	障害者の地域における生活を総合的に支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること（IX-1-1）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第 11 条第 3 項
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
② 主要なアウトプット（アウトカム）情報					② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		
研修会・セミナーの開催数（計画値）	毎年度 10 回	—	10 回	10 回	10 回	10 回	10 回		予算額（千円）
研修会・セミナーの開催数（実績値）	—	10 回 (平成 29 年度実績)	11 回	10 回	13 回	12 回	—		決算額（千円）
達成度	—	—	110%	100%	130%	120%	—		経常費用（千円）
参加者の満足度（計画値）	毎年度 80% 以上	—	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上		経常利益（千円）
参加者の満足度（実績値）	—	69% (第 3 期中期目標期間平均)	56%	54%	65%	69%	—		行政コスト（千円）
達成度	—	—	70%	68%	81%	86%	—		従事人員数
実習生の受入数（計画値）	毎年度 150 人以上	—	150 人以上	150 人以上	150 人以上	150 人以上	150 人以上		
実習生の受入数（実績値）	—	175 人 (第 3 期中期目標期間平均)	147 人	137 人	23 人	36 人	—		
達成度	—	—	98%	91%	注 1 92%	注 3 15% 24%	—		
ボランティアの受入数（計画値）	毎年度 1,250 人以上	—	1,250 人以上	1,250 人以上	1,250 人以上	1,250 人以上	1,250 人以上		
ボランティアの受入数（実績値）	—	1,210 人 (第 3 期中期目標期間平均)	954 人	784 人	62 人	197 人	—		
達成度	—	—	76%	63%	注 2 30%	注 4 5% 95%	16%		

注 1：令和 2 年度中における警戒レベル 2 以上の約 10 か月間を評価対象期間から除外した場合の達成度（目標値を 12 月で除して得られた値に発令されなかった月数を乗じた値を修正後目標値として算出）
 注 2：令和 2 年度中における警戒レベル 2 以上の約 10 か月間を評価対象期間から除外した場合の達成度（目標値を 12 月で除して得られた値に発令されなかった月数を乗じた値を修正後目標値として算出）
 注 3：令和 3 年度中における警戒レベル 2 以上の約 10 か月間を評価対象期間から除外した場合の達成度（目標値を 12 月で除して得られた値に発令されなかった月数を乗じた値を修正後目標値として算出）
 注 4：令和 3 年度中における警戒レベル 2 以上の約 10 か月間を評価対象期間から除外した場合の達成度（目標値を 12 月で除して得られた値に発令されなかった月数を乗じた値を修正後目標値として算出）

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
<p>3 養成・研修</p> <p>障害者福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るため、研修会及びセミナーを開催するとともに、知的障害者支援業務に従事する専門家を育成するための取組を行うこと。また、ボランティアを希望する学生等には、実践の機会を提供すること。なお、養成・研修の成果等について、全国の知的障害関係施設等で活用されるよう、支援の実践につなげることができるような内容とし、成果等を発表する機会を設けること。</p> <p>○評価における指標</p> <p>養成・研修に関する評価について、以下の指標を設定する。</p> <p>①研修会・セミナーの開催数を毎年度10回とする。(平成29年度実績(見込み)10回)</p> <p>②研修会・セミナーの参加者の満足度</p>	<p>3 養成・研修</p> <p>障害者福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るため、研修会及びセミナーを開催するとともに、知的障害者支援業務に従事する専門家を育成するための取組を行う。また、ボランティアを希望する学生等には、実践の機会を提供する。なお、養成・研修の成果等について、全国の知的障害者支援施設等で活用されるよう、支援の実践につなげることができるような内容とし、成果等を発表する機会を設ける。</p> <p>〈具体的な取組〉</p> <p>(1) 養成・研修 ア セミナー・研修の開催等</p> <p>国の政策課題や知的障害者に対する支援技術に関すること等をテーマに設定して、研修会及びセミナーを開催する。</p>	<p>3 養成・研修</p> <p>障害者福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るため、研修会及びセミナーを開催するとともに、知的障害者支援業務に従事する専門家を育成するための取組を行う。また、ボランティアを希望する学生等には、実践の機会を提供する。なお、養成・研修の成果等について、全国の知的障害者支援施設等で活用されるよう、支援の実践につなげることができるような内容とし、成果等を発表する機会を設ける。</p> <p>〈具体的な取組〉</p> <p>(1) 養成・研修 ア セミナー・研修の開催等</p> <p>国の政策課題や知的障害者に対する支援技術に関すること等をテーマに設定して、研修会及びセミナーを開催する。</p>	<p>〈主な定量的指標〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会・セミナーの開催数 ・研修会・セミナーの参加者の満足度 ・実習生の受入人数 ・ボランティアの受入人数 <p>〈その他の指標〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現任研修の受入人数 <p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るため、研修会及びセミナーを開催するとともに、知的障害者支援業務に従事する専門家を育成するための取組を行っているか。 	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>(1) 養成・研修 ア セミナー・研修の開催等</p> <p>セミナー・研修については、障害福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るため、国の政策課題や知的障害者に対する支援技術等をテーマに以下のとおり実施した。</p> <p>令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、従来のような集合型研修では実施できない状況を抱えながらも、動画配信やWEBによるライブ開催について様々な手法を検討し、セミナー・研修会を実施した結果、計画を上回る12回開催することができた。</p> <p>セミナー・研修会の参加者満足度は令和2年度を上回る平均69%(5段階評価の最上位評価である「満足」の割合)となり、やや満足を含めると平均94%となった。アンケートでは、現場に従</p>	<p>〈評定と根拠〉</p> <p>評定 B</p> <p>国の政策課題や知的障害者に対する支援技術等をテーマ(高齢知的障害者支援・行動障害等を有する者の支援・矯正施設を退所した知的障害者の支援・発達障害児者への支援)にした研修会・セミナーを12回開催した。(目標値10回:実績12回達成)</p> <p>研修会・セミナーについては、同時に満足度の評価も対象(目標値80%:実績69%)となっており、やや満足を加えれば94%との評価をいただいている。</p> <p>今後は、更に高い満足度が得られるよう講師及び関係者と意見交換等を実施し、より良いものを提供することに努めてまいります。</p> <p>また、実習生の受入については、目標値を大きく下回ってしまった。(目標値150人:実績36人)</p> <p>次にボランティアの受け入れでは、目標を達成することできなかった。(目標値1,250人:実績197人)</p> <p>いずれも昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、最小限の実績となっ</p>	<p>【評定】</p> <p>〈評定に至った理由〉</p> <p>〈指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策〉</p> <p>〈その他事項〉</p>	

<p>を毎年度 80%以上とする。(平成 25 年度～28 年度の実績平均値 72.6%)</p> <p>③実習生の受入れを毎年度 150 人以上とする。(平成 25 年度～28 年度の実績平均値 184 人) ④ボランティアの受入れを毎年度 1,250 人以上とする。(平成 25 年度～28 年度の実績平均値 1,218 人)</p> <p>〈指標の設定及び水準の考え方〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従事者の資質向上を測るための指標として、研修会・セミナー等の開催数を採用するが、このほか、養成・研修の成果が支援の実践に活用される指標として、研修会・セミナー等の参加者の満足度を採用する。さらに、満足度のアンケートを実施する際に、研修会・セミナーで得られた成果について活用予定等の把握に努める。 ・ 研修会・セミナーの開催数については、国の政策課題や重点目標に従って開催することから、 				<p>事する方から「もっと多くの実践事例を聞いてみたい」、「地域・関係機関との連携事例をもっと聞きたい」との意見が多いため、今後開催する研修会等については、そのような意見を踏まえ改めて研修内容を精査し、満足度目標値達成に努めたい。</p> <p>① 強度行動障害を有する者等に対する支援者の指導者を養成するための研修（国研修）を 7 回実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「令和 3 年度強度行動障害支援者養成研修（基礎研修（指導者研修）」 <ul style="list-style-type: none"> 第 1 回 参加者 50 人 第 2 回 参加者 59 人 第 3 回 参加者 52 人 ・「令和 3 年度強度行動障害支援者養成研修（実践研修（指導者研修）」 <ul style="list-style-type: none"> 第 1 回 参加者 48 人 第 2 回 参加者 56 人 第 3 回 参加者 56 人 ・「令和 3 年度強度行動障害支援者養成研修 実践検討・意見交換会（全 3 回）」 <ul style="list-style-type: none"> 参加者 29 人 <p>② 福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者の支援について、職員の専門性を高める研修会を 1 回実施するとともに実践者研修会を 1 回実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「知的障害のある犯罪行為者への支援を学ぶ研修会」 <ul style="list-style-type: none"> （基礎編） （無料動画配信） （中級編） 参加者 218 人（無料動画配信） （ふり返り講習会）参加者 92 人 ・「非行・犯罪行為に至った知的障害者を支援し続けるための双方向参加型研修会（実践者）」 参加者 209 人 <p>③ 障害者の福祉的就労・日中活動サービスの支援のあり方について、セミナーを 1 回開催 参加者 294 人</p> <p>④ 国立のぞみの園セミナーを 2 回開催。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「障害のある人の生活習慣病・予防に必要なこと」 <ul style="list-style-type: none"> 参加者 315 人 ・「高齢期の支援が変わるとき～気づきと活かし方～」 <ul style="list-style-type: none"> 参加者 92 人 	<p>てしまったが、実習生の受入については、オンライン実習等を導入して 341 人が実習し、また、ボランティアについても企業や大学等への要請・広報等を積極的に行ったことで令和 2 年度の 3 倍のボランティアの受入を行うことができた。更に、研修会については、従来のような集合型研修では実施できない状況を抱えながらも、WEB の活用をすることにより、昨年引き続き、高い満足度を得ることができ、今後の研修開催に向けて大きな自信となった。</p> <p>以上のことから、総合的に勘案し、「B」評定とした。</p> <p>＜課題と対応＞ なし</p>	
--	--	--	--	--	---	--

<p>平成29年度実績(見込み)に基づいて成果が期待できる指標とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修会・セミナーの活用度を測る指標として、参加者の満足度を設定する。これについては、第3期中期目標期間で達成した水準以上を目指すことから、平成25年度～28年度の実績平均値以上を指標とする。なお、研修会等に満足した参加者は、所属機関において研修等の成果を活用すると想定し、評価基準は、最高評価を付けた者の割合とする。 実習生の受入れについては、地域移行等により施設入所利用者数が減少することに伴い、実習が可能な寮が減少することを踏まえ指標を設定する。 ボランティアの受入れについては、第3期中期目標期間で達成した水準以上を目指すことから、平成25年度～28年度の実績平均値以上を指標とする。 	<p>イ 現任研修の実施</p> <p>4つの研修コース(高齢知的、行動障害、矯正施設、発達障害)を設定し、知的障害者支援施設等の職員に対して、専門性の向上を図る研修を実施する。</p> <p>ウ 実習生の受入</p> <p>のぞみの園のフィールドを活用し、大学・短大・専門学校の学生等の実習生を受入れ、計画的かつ効果的な実習を提供する。</p>	<p>イ 現任研修の実施</p> <p>4つの研修コース(高齢知的、行動障害、矯正施設、発達障害)を設定し、知的障害者支援施設等の職員に対して、専門性の向上を図る研修を実施する。</p> <p>ウ 実習生の受入</p> <p>のぞみの園のフィールドを活用し、大学・短大・専門学校の学生等の実習生を受入れ、計画的かつ効果的な実習を提供する。</p>		<p>イ 現任研修の実施</p> <p>全国の知的障害者関係施設職員を対象として、のぞみの園のフィールドを活用し、事業ごとに4つのコースを設け支援技術の習得など、専門性の向上を図ることを目的に現任研修を実施した。4コースで計25人を予定していたが、昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、基本的には受入を中止せざるを得ず、代替方法としてオンライン研修(25人)を実施したが、対面での研修のほうがより効果的であるため、最小限の受入にとどまった。</p> <p>受入状況については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢知的障害者支援コース(定員5人) 受入実績 0人 行動障害者支援コース(定員10人) 受入実績 5人 矯正施設を退所した知的障害者支援コース(定員5人) 受入実績 0人 発達障害児支援コース(定員5人) 受入実績 1人 <p><参考指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 現任研修の受入数を25人とする。 受入実績 6人 (オンライン研修25人) <p>ウ 実習生の受入</p> <p>実習については、学校等で習得した知識・技術についてさらに総合的な応用力を身につけさせるため、利用者支援の実践を通して、施設における知的障害者支援の理論と実際を習得させることを目的に実施している。</p> <p>また、実施にあたっては、目的を達成させるために施設機能や役割、支援対象者のニーズの個別性や信頼関係の築き方、問題解決のための効果的な支援方法等について習得できるよう各学校のシラバスに基づいた実習計画の作成に配慮している。</p> <p>実習生の受入れについては、年間150人を目標としていたが、昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、受け入れを基本的には縮小せざるを得ず、受入にあたっては、実習期間の短縮や受け入れ部門を限定するなどの工夫を行い、36人の受入を行った。なお、今年度はコロナ禍における取組として養成校と協議・検討し、オンライン実習等を導入し341人が実習することができた。</p>		
---	---	---	--	---	--	--

	<p>(2) ボランティアの機会の提供</p> <p>のぞみの園のフィールドを活用し、ボランティアに実践する機会を積極的に提供するとともに、多様なニーズに対応したメニューを用意する。</p> <p>〈評価における指標〉</p> <p>i 研修会・セミナーの開催数を毎年度10回とする。</p> <p>ii 研修会・セミナーの参加者の満足度を毎年度80%以上とする。</p> <p>iii 実習生の受入れを毎年度150人以上とする。</p> <p>iv ボランティアの受入れを毎年度1,250人以上とする。</p> <p>〈参考指標〉</p> <p>・現任研修の受入れ数を毎年度25人以上とする。</p>	<p>(2) ボランティアの機会の提供</p> <p>のぞみの園のフィールドを活用し、ボランティアに実践する機会を積極的に提供するとともに、多様なニーズに対応したメニューを用意する。</p> <p>〈令和3年度における評価指標〉</p> <p>i 研修会・セミナーの開催数を10回とする。</p> <p>ii 研修会・セミナーの参加者の満足度を80%以上とする。</p> <p>iii 実習生の受入れを150人以上とする。</p> <p>iv ボランティアの受入れを1,250人以上とする。</p> <p>〈参考指標〉</p> <p>・現任研修の受入れ数を25人以上とする。</p>	<p>・各数値目標について、所期の目標を達成しているか。</p>	<p>・実習生の受入実績</p> <table border="0"> <tr> <td>① 相談援助実習</td> <td>2校</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>② 保育実習</td> <td>10校</td> <td>31人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>36人</td> </tr> </table> <p>(オンライン実習等341人)</p> <p>(2) ボランティアの機会の提供</p> <p>令和3年度においても、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、利用者に直接接することのない環境整備活動に限定して募集すべくボランティア活動を行っている企業や団体、大学、専門学校等へボランティアの要請・広報等積極的に行い募集に努めたところであるが、不要不急の外出自粛等が求められるコロナ禍では参加する側の意識や考え方もあって、参加人数にも限界があり、受入数が197人と令和2年度の約3倍には増加したものの目標値(1,250人)を達成することができなかった。</p> <p>ボランティアの受入数については、次のとおりである。</p> <p>・ボランティア受入数</p> <table border="0"> <tr> <td>① 学生(団体)</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>② 学生(個人)</td> <td>25人</td> </tr> <tr> <td>③ 一般(団体)</td> <td>167人</td> </tr> <tr> <td>④ 一般(個人)</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>197人</td> </tr> </table>	① 相談援助実習	2校	5人	② 保育実習	10校	31人	合計		36人	① 学生(団体)	0人	② 学生(個人)	25人	③ 一般(団体)	167人	④ 一般(個人)	5人	合計	197人		
① 相談援助実習	2校	5人																							
② 保育実習	10校	31人																							
合計		36人																							
① 学生(団体)	0人																								
② 学生(個人)	25人																								
③ 一般(団体)	167人																								
④ 一般(個人)	5人																								
合計	197人																								

4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-4	援助・助言【重点化項目】		
業務に関連する政策・施策	障害者の地域における生活を総合的に支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること（IX-1-1）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第11条第4項
当該項目の重要度、困難度	<p>〈重要度：高〉</p> <p>・全国の知的障害関係施設等においては、障害者の支援ニーズが多様化する中、個々の機関で課題を解決することが困難な場合があり、現に、関係機関、病院等からの問い合わせが増加している。こうした事態に対処するため、豊富な知見を有するのぞみの園による援助・助言を行うことは重要である。また、こうした取組は、障害者支援の質の向上、人材の養成にもつながることから、その果たす役割は重要。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ														
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
援助・助言の件数 (計画値)	毎年度 350 件以上	—	350 件以上	350 件以上	350 件以上	350 件以上	350 件以上			予算額 (千円)	12,906	15,555	12,431	14,697
援助・助言の件数 (実績値)	—	331 件 (第3期中期目標期間平均)	459 件	508 件	368 件	464 件	—			決算額 (千円)	12,366	15,658	13,866	16,645
達成度	—	—	131%	145%	105%	133%	—			経常費用 (千円)	12,366	16,878	14,315	17,117
講師派遣件数 (計画値)	毎年度 130 件以上	—	130 件以上	130 件以上	130 件以上	130 件以上	130 件以上			経常利益 (千円)	540	△103	△1,435	△1,842
講師派遣件数 (実績値)	—	134 件 (第3期中期目標期間平均)	169 件	154 件	109 件	112 件	—			行政コスト (千円)	13,344	27,038	14,315	17,117
達成度	—	—	130%	118%	84%	86%	—			従事人員数	2	2	2	3

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																				
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価														
				業務実績	自己評価															
<p>4 援助・助言</p> <p>重度知的障害者の地域移行、知的障害者の支援方法及び障害者総合支援法に基づくサービスの支援技術について、のぞみの園における専門的・先駆的な取組みや調査・研究の成果等に基づき、全国の知的障害関係施設等の求めに応じて援助・助言を行うとともに、全国の知的障害関係施設等における自立支援活動に寄与することが可能となるよう、支援の実践につなげることができるよう内容とすること。</p> <p>また、必要に応じてのぞみの園から講師を派遣するなど、障害者支援の質の向上に寄与すること。</p> <p>〈重要度：高〉</p> <p>・全国の知的障害関係施設等においては、障害者の支援ニーズが多様化する中、個々の機関で課題を解決することが困難な場合があり、現に、関係機関、</p>	<p>4 援助・助言</p> <p>重度知的障害者の地域移行、知的障害者の支援方法及び障害者総合支援法に基づくサービスの支援技術について、のぞみの園における専門的・先駆的な取組や調査・研究の成果等に基づき、全国の知的障害関係施設等の求めに応じて援助・助言を行うとともに、全国の知的障害者支援施設等における自立支援活動に寄与することが可能となるよう、支援の実践につなげることができるよう内容とする。</p> <p>また、必要に応じてのぞみの園から講師を派遣するなど、障害者支援の質の向上に寄与する。</p> <p>〈具体的な取組〉</p> <p>ア 専門性の高い援助・助言の実施</p> <p>全国の知的障害者支援施設等における自立支援活動に寄与するため、のぞみの園が蓄積したノウハウに基づき、適切かつ専門性の</p>	<p>4 援助・助言</p> <p>重度知的障害者の地域移行、知的障害者の支援方法及び障害者総合支援法に基づくサービスの支援技術について、のぞみの園における専門的・先駆的な取組や調査・研究の成果等に基づき、全国の知的障害関係施設等の求めに応じて援助・助言を行うとともに、全国の知的障害者支援施設等における自立支援活動に寄与することが可能となるよう、支援の実践につなげることができるよう内容とする。</p> <p>また、必要に応じてのぞみの園から講師を派遣するなど、障害者支援の質の向上に寄与する。</p> <p>〈具体的な取組〉</p> <p>ア 専門性の高い援助・助言の実施</p> <p>全国の知的障害者支援施設等における自立支援活動に寄与するため、のぞみの園が蓄積したノウハウに基づき、適切かつ専門性の</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国の知的障害関係施設等に対し行う援助・助言の件数 ・全国の知的障害関係施設等に派遣する講師の派遣件数 <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・のぞみの園における専門的・先駆的な取組みや調査・研究の成果等に基づき、全国の知的障害関係施設等の求めに応じて援助・助言を行うとともに、その援助・助言が全国の知的障害関係施設等における自立支援活動に寄与し、支援の実践に繋がる内容となるよう取り組んでいるか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>援助・助言の実施にあたっては、ホームページ等の広報媒体を活用して、高齢知的障害者の支援を始め、著しい行動障害等を有する知的障害者の支援、矯正施設を退所した知的障害者の支援、発達障害児の支援などについて紹介するとともに、調査・研究の成果や研修・養成に関する実施事業について情報提供した。</p> <p>また、年4回発行しているニュースレター（毎号約4,000部発行）に全国の障害者支援施設等への援助・助言として記事を掲載するなど、広報活動の充実を図った。</p> <p>援助・助言の件数は、令和2年度を上回る464件となり、目標（毎年度350件以上）を達成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話等 352件（令和2年度 259件） ・講演・講師派遣 112件（令和2年度 109件） （うちオンラインによる派遣 72件） <p>援助・助言の提供に当たっては、より専門的かつ効果的な援助・助言を行うため、園内の関係部と連携を図り、要請者の希望に沿った効果的な方法を選択して実施した。</p> <p>講師派遣の件数は、112件となり、目標（毎年度130件以上）を達成することができなかった。</p> <p>これは、昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により知的障害関係施設等からの派遣依頼が減少したため目標を達成することができなかったが、オンラインでも派遣が可能であることを積極的にPRした結果、昨年の48件から72件と大幅に増加した。</p> <p>さらに、令和3年度からは、講師派遣において、講演料等を徴収することとして自己収入増に努めた。</p> <p>また、講演・講師派遣の際は、障害者支援施設等の要請に応じた専門性をもつ職員を派遣している。</p> <p>なお、支援方法や地域移行等に関する問い合わせについては、調査・研究の成果物である各種有償刊行物も活用して、援助・助言を行った。</p> <p>援助・助言の実施件数の内訳は以下のとおりであった。</p> <p>【相談者等の内訳】</p> <table border="1"> <tr><td>障害者支援施設等</td><td>190件</td></tr> <tr><td>国立機関</td><td>12件</td></tr> <tr><td>都道府県</td><td>27件</td></tr> <tr><td>政令指定都市・中核市</td><td>16件</td></tr> <tr><td>市町村</td><td>40件</td></tr> <tr><td>相談機関</td><td>53件</td></tr> <tr><td>教育関係機関</td><td>44件</td></tr> </table>	障害者支援施設等	190件	国立機関	12件	都道府県	27件	政令指定都市・中核市	16件	市町村	40件	相談機関	53件	教育関係機関	44件	<p><評定と根拠></p> <p>評定 B</p> <p>障害者支援施設などへの援助・助言の実施件数及び講師派遣件数は、実績数464件となり目標値（350件以上）を上回った。電話等による相談では、特に喫緊の課題である強度行動障害者支援に関することや発達障害者への対応等についての問い合わせが多く、当法人の研究による成果や実践から得られた支援方法等について丁寧に助言した。</p> <p>相談者の内訳では、障害者支援施設等が最も多く、次いで福祉関係機関（社協、親の会）、相談機関、教育機関、市町村などがあり、強度行動障害及び発達障害を地域で支える事業所等からの相談が多くなっている。</p> <p>援助・助言の合計464件のうち、講師派遣件数については112件となり目標値（130件以上）を達成することができなかった。目標値は下回ったものの、オンラインでの講義等が可能である旨を関係機関に周知したところ、昨年より依頼数も増加し72件の派遣数となった。</p> <p>相談内容として、当法人が主催する研修会等に係るものでは、「強度行動障害者支援」（148件）、「発達障害者支援」（104件）、「高</p>	<p>【評定】</p> <p><評定に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p>
障害者支援施設等	190件																			
国立機関	12件																			
都道府県	27件																			
政令指定都市・中核市	16件																			
市町村	40件																			
相談機関	53件																			
教育関係機関	44件																			

<p>病院等からの問い合わせが増加している。こうした事態に対処するため、豊富な知見を有するのぞみの園による援助・助言を行うことは重要である。また、こうした取組は、障害者支援の質の向上、人材の養成にもつながることから、その果たす役割は重要である。</p>	<p>高い援助・助言を行う。 イ 研修会等への講師派遣 自治体、知的障害者支援施設等が主催する研修会等への講師の派遣要請に積極的に対応する。 ウ 援助・助言事例の情報発信 援助・助言の事例を集約し、ホームページやニュースレター等を通じて情報発信する。</p>	<p>高い援助・助言を行う。 イ 研修会等への講師派遣 自治体、知的障害者支援施設等が主催する研修会等への講師の派遣要請に積極的に対応する。 ウ 援助・助言事例の情報発信 援助・助言の事例を集約し、ホームページやニュースレター等を通じて情報発信する。</p>	<p>○評価における指標</p> <p>援助・助言に関する評価について、以下の指標を設定する。</p> <p>① 全国の知的障害関係施設等に対し行う援助・助言の件数を毎年度 350 件以上とする。(平成 25 年度～28 年度の実績平均値 322 件)</p> <p>② のぞみの園から全国の知的障害関係施設等に派遣する講師の派遣件数を毎年度 130 件以上とする。(平成 25 年度～28 年度の実</p>	<p>○評価における指標</p> <p>〈令和 3 年度における評価指標〉</p> <p>i 全国の知的障害者支援施設等に対し行う援助・助言の件数を 350 件以上とする。</p> <p>ii のぞみの園から全国の知的障害者支援施設等に派遣する講師の派遣件数を 130 件以上とする。</p>	<p>・各数値目標について、所期の目標を達成しているか。</p>	<table border="0"> <tr> <td>福祉関係機関</td> <td>64 件</td> </tr> <tr> <td>医療関係機関</td> <td>14 件</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4 件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>464 件</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(令和 2 年度実績 368 件)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【相談内容の内訳】</td> </tr> <tr> <td>障害者総合支援法</td> <td>25 件</td> </tr> <tr> <td>地域移行関係</td> <td>5 件</td> </tr> <tr> <td>高齢知的障害者関係</td> <td>58 件</td> </tr> <tr> <td>行動障害者支援関係</td> <td>148 件</td> </tr> <tr> <td>触法知的障害者支援関係</td> <td>28 件</td> </tr> <tr> <td>発達障害者支援関係</td> <td>104 件</td> </tr> <tr> <td>医療と福祉関係</td> <td>16 件</td> </tr> <tr> <td>就労支援関係</td> <td>4 件</td> </tr> <tr> <td>事業運営関係</td> <td>7 件</td> </tr> <tr> <td>養成及び研修関係</td> <td>32 件</td> </tr> <tr> <td>調査研究関係</td> <td>9 件</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>28 件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>464 件</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(再掲：令和 2 年度実績 368 件)</td> </tr> </table>	福祉関係機関	64 件	医療関係機関	14 件	その他	4 件	合計	464 件	(令和 2 年度実績 368 件)		【相談内容の内訳】		障害者総合支援法	25 件	地域移行関係	5 件	高齢知的障害者関係	58 件	行動障害者支援関係	148 件	触法知的障害者支援関係	28 件	発達障害者支援関係	104 件	医療と福祉関係	16 件	就労支援関係	4 件	事業運営関係	7 件	養成及び研修関係	32 件	調査研究関係	9 件	その他	28 件	合計	464 件	(再掲：令和 2 年度実績 368 件)		<p>「年齢障害者支援」(58 件)であった。</p> <p>他では障害者本人の支援方法や家族の問題等、地域生活を送る上で困難な事例と思われる内容が多数を占めた。</p> <p>強度行動障害者等が精神科病院等から退院して地域で支えていくための環境(連携)整備の方法や事業所での構造化の仕組み作り等の助言を行い、発達障害に関しては、児童からの発達支援の必要性、医療との連携について助言を行った。</p> <p>これらのことを総合的に勘案し、B 評定とした。</p> <p><課題と対応> なし</p>
福祉関係機関	64 件																																														
医療関係機関	14 件																																														
その他	4 件																																														
合計	464 件																																														
(令和 2 年度実績 368 件)																																															
【相談内容の内訳】																																															
障害者総合支援法	25 件																																														
地域移行関係	5 件																																														
高齢知的障害者関係	58 件																																														
行動障害者支援関係	148 件																																														
触法知的障害者支援関係	28 件																																														
発達障害者支援関係	104 件																																														
医療と福祉関係	16 件																																														
就労支援関係	4 件																																														
事業運営関係	7 件																																														
養成及び研修関係	32 件																																														
調査研究関係	9 件																																														
その他	28 件																																														
合計	464 件																																														
(再掲：令和 2 年度実績 368 件)																																															

<p>績平均値 130 件)</p> <p>〈指標の設定及び水準の考え方〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国の知的障害関係施設等の活動に寄与した程度を図る指標として、援助・助言の件数、講師派遣の件数を採用する。 ・援助・助言の件数、講師派遣の件数については、第3期中期目標期間で達成した水準以上を目指すことから、平成25年度～28年度の実績平均値以上を指標とする。 						
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-5	その他の業務		
業務に関連する政策・施策	障害者の地域における生活を総合的に支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること（IX-1-1）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第11条第4項
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
② 主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
診療所外来利用者数（計画値）	毎年度 27,000人 以上	—	27,000人 以上	27,000人 以上	27,000人 以上	27,000人 以上	27,000人 以上		予算額（千円）	821,521	744,363	691,955	919,983
診療所外来利用者数（実績値）	—	26,395人 (第3期中期目標期間平均)	24,207人	23,552人	18,311人 注1	16,969人 注5	—		決算額（千円）	750,541	718,476	673,150	785,124
達成度	—	—	90%	87%	135% 68%	151% 63%	—		経常費用（千円）	782,673	705,357	675,161	656,908
通所支援事業利用率（計画値）	年間80% 以上	—	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上		経常利益（千円）	69,870	50,422	11,977	16,952
通所支援事業利用率（実績値）	—	79% (第3期中期目標期間平均)	88%	83%	65% 注2	81% 注6	—		行政コスト（千円）	371,141	1,037,947	689,907	671,357
達成度	—	—	110%	103%	97% 81%	153% 101%	—		従事人員数	99	103	100	100
一般就労への移行者数（計画値）	毎年度2人 以上	—	2人以上	2人以上	2人以上	2人以上	2人以上						
一般就労への移行者数（実績値）	—	2人 (第3期中期目標期間平均)	1人	5人	2人	4人	—						
達成度	—	—	50%	250%	100%	200%	—						
短期入所（延べ受入）日数（計画値）	毎年度 2,300日 以上	—	2,300日 以上	2,300日 以上	2,300日 以上	2,300日 以上	2,300日 以上						
短期入所（延べ受入）日数（実績値）	—	2,225日 (第3期中期目標期間平均)	2,236日	1,588日	1,236日	980日	—						

注3

達成度	—	—	97%	69%	107%	54%	102%	43%	—						
日中一時支援（延べ受入）日数（計画値）	毎年度 240 日以上	—	240 日以上	240 日以上	240 日以上	240 日以上	240 日以上	240 日以上	240 日以上						
日中一時支援（延べ受入）日数（実績値）	—	235 日 （第3期中期目標期間平均）	449 日	463 日	429 日	220 日	—								
達成度	—	—	187%	193%	注4 358%	179%	注8 220%	92%	—						

注1：令和2年度中における警戒レベル3以上の約6か月間を評価対象期間から除外した場合の達成度（目標値を12月で除して得られた値に発令されなかった月数を乗じた値を修正後目標値として算出）

注2：令和2年度中における警戒レベル4以上であった4月5月を評価対象期間から除外した場合の達成度（目標値を12月で除して得られた値に4月5月以外の月数を乗じた値を修正後目標値として算出）

注3：令和2年度中における警戒レベル3以上の約6か月間を評価対象期間から除外した場合の達成度（目標値を12月で除して得られた値に発令されなかった月数を乗じた値を修正後目標値として算出）

注4：令和2年度中における警戒レベル3以上の約6か月間を評価対象期間から除外した場合の達成度（目標値を12月で除して得られた値に発令されなかった月数を乗じた値を修正後目標値として算出）

注5：令和3年度中における警戒レベル3以上の期間と警戒レベル3と同程度の措置が要請された令和4年1月～3月のまん延防止等重点措置期間の計約7か月間を評価対象期間から除外した場合の達成度（目標値を12月で除して得られた値に発令されなかった月数を乗じた値を修正後目標値として算出）

注6：令和3年度中における警戒レベル4であった約4か月間を評価対象期間から除外した場合の達成度（目標値を12月で除して得られた値に発令されなかった月数を乗じた値を修正後目標値として算出）

注7：令和3年度中における警戒レベル3以上の期間と警戒レベル3と同程度の措置が要請された令和4年1月～3月のまん延防止等重点措置期間の計約7か月間を評価対象期間から除外した場合の達成度（目標値を12月で除して得られた値に発令されなかった月数を乗じた値を修正後目標値として算出）

注8：令和3年度中における警戒レベル3以上の期間と警戒レベル3と同程度の措置が要請された令和4年1月～3月のまん延防止等重点措置期間の計約7か月間を評価対象期間から除外した場合の達成度（目標値を12月で除して得られた値に発令されなかった月数を乗じた値を修正後目標値として算出）

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
5 その他の業務 1 から 4 に附帯する以下の各種業務を行うこと。	5 その他の業務 1 から 4 に附帯する以下の各種業務を行う。	5 その他の業務 1 から 4 に附帯する以下の各種業務を行う。	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療所外来利用者数 ・通所支援事業の利用率 ・一般就労への移行者数 ・短期入所の延べ受入日数 ・日中一時支援の延べ受入日数 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院病床利用数 ・健康診断事業における地域の知的障害者利用件数 ・家族支援の実施回数 ・保育所・幼稚園等の訪問件数 <p><評価の視点></p> <p>高齢化する施設入所利用者の身体機能の低下に対応したりハビリによる Q O L の向上及び著しい行動障害を有する者等への心理・精神面からの医療的アプローチによる二次障害等の軽減を図るなど、診療所の機能を有効に活用することに留意</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>(1) 診療所の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療所について、施設入所利用者の高齢化、重症化等に対応して適切な医療を行うとともに、地域の知的障害者や発達障害児・者に対しても診療や健康診断等を実施した。外来利用者数は 16,969 人と、目標値 (27,000 人) を下回ったが、このことは当法人施設入所者については、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、感染防止対策を徹底した結果、当法人施設入所者の風邪やインフルエンザなどによる受診が大きく減少したとともに、屋外への外出など日中活動を自粛した結果、転倒による外傷等による受診も減少したことや一般の利用者については、市中感染等をおそれ受診を控える方が多く出たため利用者が減少したことが要因の一つとなった。 しかしながら、電話での診察(再診)については、令和2年度以上の実績(255人)を残すことができた。 <p>【外来利用者数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内科 (入所者) 9,416 人(対前年度比 689 人減) 	<p><評定と根拠></p> <p>評定 B</p> <p>○診療所の運営にあたっては、生活支援部と連携し、その利用者にあつた日中活動で行える「健康増進プログラム」(平成 29 年度にのぞみの園が開発)を活用し、利用者支援にあつた。</p> <p>また、地域の知的障害者を対象とした「健康診断」を前年度実績のある県内外の福祉施設や病院等に直接連絡し案内のリーフレット等を郵送するほか、外来患者に案内・説明を行うなど積極的に実施し、前年度以上の実績を上げることができた。</p> <p>○発達障害児者への支援については、精神科医療と福祉的支援の連携を図り、一人ひとりの個性と能力に応じた支援を行ってきており、児童発達支援事業では、これまでの運営に加え、年長児に対し就学に必要なスキル獲得を目的としたプログラムを実施し、教育への移行がスムーズにできるよう強化した。また、放課後等デイサービス事業では、子どもの状況に応じたグループを設定することでニーズに応じた支援を提供できるようにした。こうした取組により「れいんぼ〜」(通所支援事業)の利用率は 81%と、目標(年間 80%以上)を</p>	<p>【評定】</p> <p><評定に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p> <p>(外部有識者からの主な意見)</p>	

<p>留意すること。また、定期的にモニタリング（外来患者数の動向、病床利用率の推移等）を実施し、経営改善に努めること。</p>	<p>する。また、定期的にモニタリング（外来患者数の動向、病床利用率の推移等）を実施し、経営改善に努める。</p> <p>〈具体的な取組〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療所について、施設利用者の高齢化、機能低下等に対応した適切な医療を行うとともに、地域の知的障害者や発達障害児・者に対しても診療や健康診断等を行う。 <p>また、診療所の経営改善に向け、外部有識者を交えた検討会を必要に応じて開催する。</p>	<p>する。また、定期的にモニタリング（外来患者数の動向、病床利用率の推移等）を実施し、経営改善に努める。</p> <p>〈具体的な取組〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療所について、施設利用者の高齢化、機能低下等に対応した適切な医療を行うとともに、地域の知的障害者や発達障害児・者に対しても診療や健康診断等を行う。 <p>また、診療所の経営改善に向け、外部有識者を交えた検討会を必要に応じて開催する。</p>	<p>の運営について、経営改善に努めているか。</p>	<p>(一 般) 602 人 (対前年度比 15 人増)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神科 (入所者) 995 人 (対前年度比 552 人減) (一 般) 3,977 人 (対前年度比 184 人減) ・整形外科 (入所者) 224 人 (対前年度比 3 人減) (一 般) 15 人 (対前年度比 3 人増) ・皮膚科 (入所者) 346 人 (対前年度比 34 人減) (一 般) 48 人 (対前年度比 14 人増) ・歯科 (入所者) 872 人 (対前年度比 79 人減) (一 般) 474 人 (対前年度比 167 人増) <p>(令和2年度実績：18,311 件)</p> <p>入所者の機能低下に対しては、健康増進プログラムの一環として行っている寮内運動を全寮で実施するとともに、定期的に理学療法士が各寮を訪問し状況把握等に努めた。</p> <p>また、四半期ごとに外来患者数の動向、病床利用率の推移等をモニターし、患者獲得及び病床利用率の向上について検討を行った。</p> <p>○診療件数 16,969 件 (対前年比 1,342 件減)</p> <p>○診療収入 117 百万円 (対前年比増減なし)</p> <p>○入所者の定期的な健康診断等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・胸部X線健診 (年1回) ・子宮がん検診 (年1回) ・乳がん検診 (希望者) ・インフルエンザ予防接種 (年1回) ・高齢者用肺炎球菌予防接種 (対象者のみ) ・癌腫瘍マーカー (希望者) ・骨密度測定 (希望者) <p>○入院件数 84 件、退院件数 84 件、在院患者延べ人数は 3,575 人であり、1 日平均入院患者数は 9.8 床となった。慢性疾患の急性増悪等に対し入院治療の必要のある利用者を受け入れ、病気の早期治療及び収入の確保に努めた。</p> <p>○健康増進プログラムの一環として理学療法士が、毎月訪問し利用者の状況把握を行い、四半期ごとに 1 回会議を開催した。</p> <p>○健康診断事業における地域の知的障害者利用件数 120 人以上を目指して、健康診断の案内（リーフレット）を外来患者に配布するとともに、前年度に受診実績のある施設等に直接連絡した後に送付し、健康診断の広報活動を行った。その結果、前年度（140 人）を上回る 153 人の健診実施者を得ることができた。</p>	<p>達成することができた。さらに、保育所や幼稚園等へ訪問する保育所等訪問支援事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により、訪問を控える時期があったが、契約件数(151 件)・訪問回数(延べ 305 件)ともに前年度を上回る成果を上げることができた。保育所等訪問支援事業では、保育所、幼稚園、こども園においては療育と連携しながら地域においてきめ細やかな支援を受けられるように助言を行い、小学校、中学校においては、進学、進級による不適応を最小限に抑えるため保育所等訪問を活用することにより切れ目のない支援を行った。また、特別支援学校に対しては著しい行動障害のため不適応状態にある困難事例に対し専門性の高い支援を行い、安定した生活を目指した。これらの取り組みにより保育や教育機関、保護者からの信頼を得ることができ、訪問件数の増加につながった。</p> <p>○就労支援については、一般就労に向けた取組として、就労に必要なスキルを習得するための就労移行支援に留まらず、就労移行支援から就労継続支援 B 型にサービス変更した利用者についても、就労に向けた取り組みを継続して行ったことにより、一般就労に結びつけることができた。また、新たな職場開拓として、企</p>
---	--	--	-----------------------------	--	---

<p>(2) 発達障害児・者の支援を行うこと。なお、支援にあたっては、就学前から継続的かつ予防的に対応し、安定した生活が送れるよう支援することに留意すること。</p>	<p>(2) 発達障害児・者の支援を行う。なお、支援にあたっては、就学前から継続的かつ予防的に対応し、安定した生活が送れるよう支援することに留意する。</p> <p>〈具体的な取組〉 ア モデル的な支援の実施 精神科医療と福祉的支援の連携を図り、発達障害児・者に対し一人ひとりの個性と能力に応じた支援を行うとともに、家族に対する支援にも取り組むこととする。 また、支援にあたっては、関係機関との連携を図ること等により、全国の関係事業所等で活用出来るサービスモデルを構築し、その普及に取り組む。 イ 保育所等への訪問による助言 保育所等を訪問し、発達障害児が集団生活に適応できるよう専門的な助言やその他必要な支援を行う。</p>	<p>(2) 発達障害児・者の支援を行う。なお、支援にあたっては、就学前から継続的かつ予防的に対応し、安定した生活を送れるよう支援することに留意する。</p> <p>〈具体的な取組〉 ア モデル的な支援の実施 精神科医療と福祉的支援の連携を図り、発達障害児・者に対し一人ひとりの個性と能力に応じた支援を行うとともに、家族に対する支援にも取り組むこととする。 また、支援にあたっては、関係機関との連携を図ること等により、全国の関係事業所等で活用出来るサービスモデルを構築し、その普及に取り組む。 イ 保育所等への訪問による助言 保育所等を訪問し、発達障害児が集団生活に適応できるよう専門的な助言やその他必要な支援を行う。</p>	<p>・発達障害者の支援にあたり、就学前から継続的かつ予防的に対応し、安定した生活を送れるよう支援することに留意しているか。</p>	<p>(2) 発達障害児・者の支援</p> <p>○精神科医療と福祉的支援の連携を図り、必要に応じて心理検査・心理面接等を実施し、家族の子育てへの不安や困り感等に寄り添いつつ発達障害児・者に対し一人ひとりの個性と能力に応じた支援を行った。</p> <p>児童発達支援事業では、これまでの運営に加え、年長児に対し就学に必要なスキル獲得を目的としたプログラムを実施し、教育への移行がスムーズにできるよう強化した。</p> <p>放課後等デイサービス事業では、子どもの状況に応じたグループを設定することでニーズに応じた支援を提供できるようにした。</p> <p>こうした取組により「れいんぼ〜」(通所支援事業)の利用率は81%と、目標(年間80%以上)を達成することができた。</p> <p>また、保護者支援プログラムとしてテーマ別勉強会及びペアレントトレーニングを37回実施した。</p> <p>さらに、関係機関との連携を図ること等により、地域社会で生活環境を整える実践を通して、全国の関係事業所等で活用出来るサービスモデルを構築し、講演等によりその普及に取り組んだ。</p> <p>○ソーシャルワーカーによる医療福祉相談は、1,296件、地域関係機関との連携会議28件、新患対応は65件だった。</p> <p>○臨床心理士による心理検査・心理面接等の心理的支援は811件だった。</p> <p>○家族支援の取組みとしては、保護者同士が子育て体験を共有するとともに専門的見地からの情報提供を行うことで、新たな子育ての工夫を考え合う場となるように心理教育セッション「えすぼわ〜」を8回実施した。</p> <p>○保育所等への訪問による助言については、専門的知識・経験を有するスタッフを増やし保育所等を定期的に訪問した。発達障害児一人ひとりの特性や能力を捉えて、集団生活に適応できるように支援方法、環境調整、配慮事項等について援助・助言を行った。その契約件数は151件、訪問回数は延べ305件だった。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、訪問を控える時期があったが、契約件数・訪問回数ともに前年度を上回る成果を上げることができた。</p>	<p>業(8社)に対して知的障害者への理解を深めていただけるよう、企業を訪問し障害者雇用について説明を行った。日々の訓練、作業の積み重ね及び関係機関との連携による職場実習、トライアル雇用などのステップを丁寧に行ったこと、また、コロナ感染予防対策に伴う対応のため企業等に出向くことが制限された期間においては、インターネットを活用した求人票検索、事業所確認などの事前準備に十分な時間をかけるなどの対策を講じた。結果として、一般就労4人を達成することができた。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う非常事態宣言や群馬県独自の行動基準による警戒度の発令により、人と人との接触を前提にした指標について実績をあげることは、極めて困難な状況であった。</p> <p>そうした中においても、外来診療では特に精神科において電話での診察(再診)を実施するなどにより、診療所を必要とする利用者の期待に一定程度応えることができたものと考えており、また令和2年度以上の実績を残せたことは、今後のアフターコロナ禍における事業の更なる推進に期待できる。</p> <p>これらのことを総合的に勘案し、B評定とした。</p>
---	---	---	--	---	---

<p>(3) 地域の障害者に対する相談、短期入所、就労支援など地域生活の支援を行うこと。</p>	<p>(3) 地域の障害者に対する相談、短期入所、就労支援など地域生活の支援を行う。</p> <p>〈具体的な取組〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の障害者に対し、相談や短期入所、日中一時支援等の地域生活を支援するサービスを実施する。 <p>また、地域の障害者に対し、企業等への就労に向けた支援を行うとともに、福祉的就労から雇用への移行促進を図るための支援を実施する。</p> <p>(4) 評価における指標</p> <ul style="list-style-type: none"> i 診療所外来利用者数を毎年度27,000人以上とする。 ii 児童発達支援センター「れいんぼ〜」で実施している通所支援事業の利用率を年間80%以上とする。 iii 一般就労への移行者数を毎年度2人以上とする。 iv 短期入所の延べ受入日数を毎年度2,300日以上とする。 v 日中一時支援の延べ受入日数を毎年度240日以上と 	<p>(3) 地域の障害者に対する相談、短期入所、就労支援など地域生活の支援を行う。</p> <p>〈具体的な取組〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の障害者に対し、相談や短期入所、日中一時支援等の地域生活を支援するサービスを実施する。 <p>また、地域の障害者に対し、企業等への就労に向けた支援を行うとともに、福祉的就労から雇用への移行促進を図るための支援を実施する。</p> <p>(4) 令和3年度における評価指標</p> <ul style="list-style-type: none"> i 診療所外来利用者数を27,000人以上とする。 ii 児童発達支援センター「れいんぼ〜」で実施している通所支援事業の利用率を年間80%以上とする。 iii 一般就労への移行者数を2人以上とする。 iv 短期入所の延べ受入日数を2,300日以上とする。 v 日中一時支援の延べ受入日数を240日以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の障害者に対する相談、短期入所、就労支援など地域生活の支援を行っているか。 ・各数値目標について、所期の目標を達成しているか。 	<p>(3) 地域の障害者に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高崎市及び近隣市町村の知的障害者に対して、短期入所又は、日中一時支援等必要なサービスを提供した。 ○新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していた利用者が利用を控えたため、短期入所は年間980日となり、目標（毎年度2,300日以上）を下回った。また、日中一時支援についても年間220日となり、目標（毎年度240日以上）を下回った。 ○就労支援について、一般就労への移行者数は、4人となり、目標（毎年度2人以上）を達成した。 <p>一般就労した利用者が利用したサービスは、就労移行支援4名（うち2名は12/1から就労継続支援B型に変更）、就労継続支援B型2名である。</p> <p>〈一般就労に向けた取り組みの状況〉</p> <p>自立訓練(生活訓練)を利用して一般就労した利用者については、就労移行支援サービスを利用して、介護職1名、食品製造業1名、さらに、就労継続支援B型サービスの利用者2名（事務職1名、流通業1名）の合計4名が一般就労することができた。</p> <p>就労移行支援サービスから介護職に就労した利用者は、特別支援学校を卒業後、就労移行支援を2年4か月利用。知的障害のため、仕事内容の理解に時間を要する場面はあるが、実習先での仕事にまじめに根気よく取り組む姿勢が評価され就労することができた。</p> <p>就労移行支援サービスから食品製造業に就労した利用者は、特別支援学校を卒業後、就労移行支援を2年6か月利用。コミュニケーション力と仕事の能力は高いが、集中力に欠ける面があり心配されたが、実習先での評価は高く就労することができた。</p> <p>就労継続支援B型から事務職に就労した利用者は、就労経験があるものの精神的な不調が心配されたが、再就職に向けて日頃の訓練、実習に意欲的に取り組み、サービス利用期間6か月で群馬県のチャレンジ雇用に就労することができた。</p> <p>就労継続支援B型から流通業に就労した利用者は、強いこだわり行動があり、仕事に支障が生じることが心配されたが、ジョブコーチのサポートを受け、職場実習やトライアル雇用を経て就労することができた。</p> <p>その他の取り組みとして、体験実習先を増やすため、企業を訪問し、企業4社から体験実習等の受入れ協力を得ることができた。また、新型コロナウイルス感染症への対応として、利用者のハローワーク訪問を自粛し、代わりにパソコンを利用して求人情報を閲覧した。</p> <p>〈契約者状況〉</p> <p>就労移行支援利用者については、年度当初利用契約者数は9人であったが、11月末でサービスを休止し、年度末をもって就労移行支援は廃止とした。</p>	<p>〈課題と対応〉</p> <p>なし</p>
--	--	--	---	---	--------------------------

	<p>する。</p> <p>(参考指標)</p> <p>※(1) 関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院病床利用数を一日平均 12 床以上とする。 ・健康診断事業における地域の知的障害者利用件数を毎年度 120 人以上とする。 <p>※(2) 関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族支援の実施回数を毎年度 60 回以上とする。 ・保育所・幼稚園等の訪問件数を毎年度 120 件以上とする。 	<p>(参考指標)</p> <p>※(1) 関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院病床利用数を一日平均 12 床以上とする。 ・健康診断事業における地域の知的障害者利用件数を 120 人以上とする。 <p>※(2) 関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族支援の実施回数を 60 回以上とする。 ・保育所・幼稚園等の訪問件数を 120 件以上とする。 		<p>就労継続支援 B 型利用者については、年度当初利用契約者数は 17 名、年度末で 20 名の契約状況であり、年間延べ契約者数は 22 名であった。</p> <p>新規利用契約者は、特別支援学校新規卒業生の 1 名のみであり、新規の受入れに向け、相談事業所や特別支援学校担当者と情報交換を行った。</p> <p><参考指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院病床利用数 9.8 床 (参考指標：入院病床利用数一日平均 12 床以上) ・健康診断事業における地域の知的障害者利用件数 153 人 (参考指標：健康診断事業における地域の知的障害者利用件数 120 人以上) ・家族支援の実施回数 8 回 (参考指標：家族支援の実施回数 60 回以上) ・保育所・幼稚園等の訪問件数 305 件 (参考指標：保育所・幼稚園等の訪問件数 120 件上) 		
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-1	業務運営の効率化に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費、事業費等の経費 (計画値)	中期目標期間最終年度	(1,298百万円)	1,298百万円	—	—	—	—	
一般管理費、事業費等の経費 (実績値)	—	—	1,110百万円	833百万円	849百万円	837百万円	—	
削減率	中期目標期間の最終年度(令和4年度)の額を初年度(平成30年度)と比べて10%以上節減	—	14.5%	25.0%	23.5%	24.6%	—	
達成度	—	—	145%	250%	235%	246%	—	
常勤職員数 (計画値)	中期目標期間最終年度	193人	192人	192人	188人	185人	177人	
常勤職員数 (実績値)	—	—	192人	188人	185人	177人	—	
削減率 (実績値)	常勤職員数を第三期中期目標終了時(平成31年3月31日)と比較して8%縮減	—	0.5%	2.6%	4.1%	8.3%	—	
達成度	—	—	6.3%	32.5%	51.2%	100%	—	
資産利用検討委員会の開催数 (計画値)	毎年度3回以上	3回 (第3期中期目標期間平均)	3回以上	3回以上	3回以上	3回以上	3回以上	
資産利用検討委員会の開催数 (実績値)	—	—	3回	4回	3回	3回	—	
達成度	—	—	100%	133%	100%	100%	—	
競争性のある契約の比率 (計画値)	毎年度87%以上	87% (第3期中期目標期間平均)	87%以上	87%以上	87%以上	87%以上	87%以上	
競争性のある契約の比率 (実績値)	—	—	92.3%	90.5%	88.5%	96.2%	—	
達成度	—	—	106.1%	104.0%	101.7%	110.6%	—	
契約監視委員会の開催数 (計画値)	毎年度1回以上	1.8回 (第3期中期目標期間平均)	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	

契約監視委員会の開催数 (実績値)	-	-	1回	1回	1回	1回	-	
達成度	-	-	100%	100%	100%	100%	-	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
<p>第4 業務運営の効率化に関する事項 通則法第29条第2項第3号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p><主な定量的指標> ・一般管理費及び事業費等の経費の節減 ・常勤職員数の縮減 ・資産利用検討委員会の開催数 ・競争性のある契約の比率 ・契約監視委員会の開催数</p> <p><その他の指標> ・診療所外来利用者数（施設入所利用者除く。） ・のぞみふれあいフェスティバルの参加者数</p>	<p><主要な業務実績></p>	<p><評定と根拠> 評定：B 常勤職員については、利用者数の減少などに応じて年度計画どおり縮減した。 物件費では、サービスの質を維持しつつ見直しに努めている。また、入札案件については競争性の高い契約方式で実施し、競争性のある契約割合は96.2%で目標を上回る水準で維持できた。 以上のことからB評定とした。</p> <p><課題と対応> なし</p>	<p>【評定】</p> <p><評定に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p>	
<p>1 効率的な業務運営体制の確立 業務の質の確保を図りつつ、独立行政法人に求められている業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図るため、次の目標を達成すること。 （1）効率的な業務運営体制の確立及び人事管理に関する体制の見直し 提供するサービスの質を確保しつつ、効率的かつ柔軟な組織編成を行うとともに、地域移行等による施設入所</p>	<p>1 効率的な業務運営体制の確立 業務の質の確保を図りつつ、独立行政法人に求められている業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図るため、次の措置を講ずる。 （1）効率的な業務運営体制の確立及び人事管理に関する体制の見直し 提供するサービスの質を確保しつつ、効率的かつ柔軟な組織編成を行うとともに、地域移行等による施設入所</p>	<p>1 効率的な業務運営体制の確立 業務の質の確保を図りつつ、独立行政法人に求められている業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図るため、次の措置を講ずる。 （1）効率的な業務運営体制の確立及び人事管理に関する体制の見直し 提供するサービスの質を確保しつつ、効率的かつ柔軟な組織編成を行うとともに、地域移行等による施設入所</p>	<p><評価の視点> 効率的な業務運営体制の確立及び人事管理に関する体制の見直しを行い、提供するサービスの質を確保し、効率的かつ柔軟な組織編成を行っているか。</p>	<p>・常勤職員数については、令和3年度期首の185人を177人にした。 縮減率：8.3% ・国家公務員に準じて給与規定を改正することにより、引き続き給与水準の適正化を図った。 職員の給与水準（令和3年度ラスパイレス指数）88.1% ・平成26年4月に国家公務員に準じた人事評価制度（能力評価と業績評価からなる）を制定している。</p>			

<p>利用者の減少に応じて、関係部門の体制の縮小を図っていく。また、将来の方向性やビジョンを再検討した上で適正な人員の配置や資質の高い人材をより広く求めるとともに、研修等を通じた人材育成を図ること等により、全体として人員・コストを縮減すること。また、給与水準について常に検証し、その検証結果や取組状況を公表し、十分に国民の理解が得られるものとする。</p>	<p>利用者の減少に応じて、関係部門の体制の縮小を図っていく。また、将来の方向性やビジョンを再検討した上で適正な人員の配置や資質の高い人材をより広く求めるとともに、研修等を通じた人材育成を図ること等により、全体として人員・コストを縮減する。また、給与水準について常に検証し、その検証結果や取組状況を公表し、十分に国民の理解が得られるものとする。</p>	<p>利用者の減少に応じて、関係部門の体制の縮小を図っていく。また、将来の方向性やビジョンを再検討した上で適正な人員の配置や資質の高い人材をより広く求めるとともに、研修等を通じた人材育成を図ること等により、全体として人員・コストを縮減する。また、給与水準について常に検証し、その検証結果や取組状況を公表し、十分に国民の理解が得られるものとする。</p>	<p>・一般管理費及び事業費等の経費の節減が図られているか。</p>	<p>・一般管理費及び事業費等の経費の節減では、令和3年度は、初年度（平成30年度）1,110百万円と比較して、実績値は837百万円であり、273百万円の減となった。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により寮舎改修工事が遅れたこと等により、令和3年度内の執行が次年度になったこと等が要因である。</p> <p>また、物件費では、消耗品や事務用品、施設管理業務などの契約の見直しを行うなど、経費の節減に努めた。</p>		
<p>(2) 業務運営の効率化に伴う経費節減</p> <p>一般管理費及び事業費等の経費（運営費交付金を充当するもの〈定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く。〉）について、中期目標期間の最終年度（平成34年度）の額を、初年度（平成30年度）と比べて10%以上節減すること。なお、総人件費については、政府の方針を踏まえ、適切に対応すること。</p>	<p>(2) 業務運営の効率化に伴う経費節減</p> <p>一般管理費及び事業費等の経費（運営費交付金を充当するもの〈定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く。〉）について、中期目標期間の最終年度（平成34年度）の額を、初年度（平成30年度）と比べて10%以上節減する。</p> <p>〈具体的な取組〉 ア 経費の節減 中期目標に基づく運営費交付金の</p>	<p>(2) 業務運営の効率化に伴う経費節減</p> <p>一般管理費及び事業費等の経費（運営費交付金を充当するもの〈定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く。〉）について、中期目標期間の最終年度（平成34年度）の額を、初年度（平成30年度）と比べて10%以上節減する。</p> <p>〈具体的な取組〉 ア 経費の節減 中期目標に基づく運営費交付金の</p>				

<p>2 効率的かつ効果的な施設・設備の利用</p> <p>既存の施設・設備を有効活用しつつ、効率的かつ効果的な業務運営を図ること。</p>	<p>節減目標を達成するため、常勤職員数の縮減、給与水準の適正化、のぞみの園が策定した「調達等合理化計画」等に基づく調達等の合理化に取り組む。</p> <p>イ 運営費交付金以外の収入の確保</p> <p>診療所等、既存事業の効率的な運営により、事業収入の増加を図る。</p> <p>また、利用者負担を求めることができるサービスについて、社会一般情勢を踏まえ適切な額の負担を求める。</p> <p>(3) 評価における指標</p> <p>・常勤職員数を第3期中期目標終了時(平成30年3月31日)と比較して、8%縮減する。</p> <p>2 効率的かつ効果的な施設・設備の利用</p> <p>既存の施設・設備を有効活用しつつ、効率的かつ効果的な業務運営を図る。</p> <p>〈具体的な取組〉</p> <p>ア 施設入所利用者の状況を考慮した利用方法の検討</p> <p>施設・設備等について、地域移行等によ</p>	<p>節減目標を達成するため、常勤職員数の縮減、給与水準の適正化、のぞみの園が策定した「調達等合理化計画」等に基づく調達等の合理化に取り組む。</p> <p>イ 運営費交付金以外の収入の確保</p> <p>診療所等、既存事業の効率的な運営により、事業収入の増加を図る。</p> <p>また、利用者負担を求めることができるサービスについて、社会一般情勢を踏まえ適切な額の負担を求める。</p> <p>(3) 令和3年度における評価指標</p> <p>・常勤職員数を施設利用者数の減少見込みと合わせ1.6%縮減する。</p> <p>2 効率的かつ効果的な施設・設備の利用</p> <p>既存の施設・設備を有効活用しつつ、効率的かつ効果的な業務運営を図る。</p> <p>〈具体的な取組〉</p> <p>ア 施設入所利用者の状況を考慮した利用方法の検討</p> <p>施設・設備等について、地域移行等によ</p>	<p>・既存の施設・設備を有効活用しつつ、効率的かつ効果的な業務運営が図られているか。</p>	<p>・資産利用検討委員会を3回開催(目標:毎年度3回以上)し、今後の事業運営を踏まえ、以前は放課後等デイサービスとして使用していた建物を児童発達支援センターの拡充に合わせて活用できるようにするなど、使用していない建物などの利活用や、それに伴う改修等を行った。</p> <p>【令和3年度資産利用検討委員会開催状況】</p> <p>・資産利用検討委員会</p> <p>令和3年6月29日</p> <p>令和3年9月29日</p> <p>令和4年2月25日</p>		
--	--	---	---	---	--	--

	<p>る施設入所利用者数の減少や高齢化、機能低下が進む施設入所利用者の状況等に合わせた見直しを図るなど、効率的かつ効果的な利用を図る。</p> <p>イ 地域の社会資源・公共財としての活用</p> <p>診療所の機能を活用して、地域の知的障害者や発達障害児・者に医療を提供する。また、福祉関係者、ボランティア等の活動の場として施設・設備等を開放するなど、一層の利用促進を図る。</p> <p>〈評価における指標〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 資産利用検討委員会の開催数を毎年度3回以上とする。 <p>〈参考指標〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 診療所外来利用者数（施設入所利用者除く。）を毎年度5,900人以上とする。 地域住民との交流の場である「のぞみふれあいフェスティバル」の外部からの参加者数を毎年度2,000人以上とする。 	<p>る施設入所利用者数の減少や高齢化、機能低下が進む施設入所利用者の状況等に合わせた見直しを図るなど、効率的かつ効果的な利用を図る。</p> <p>イ 地域の社会資源・公共財としての活用</p> <p>診療所の機能を活用して、地域の知的障害者や発達障害児・者に医療を提供する。また、福祉関係者、ボランティア等の活動の場として施設・設備等を開放するなど、一層の利用促進を図る。</p> <p>〈令和3年度における評価指標〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 資産利用検討委員会の開催数を3回以上とする。 <p>〈参考指標〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 診療所外来利用者数（施設入所利用者除く。）を5,900人以上とする。 地域住民との交流の場である「のぞみふれあいフェスティバル」の外部からの参加者数を毎年度2,000人以上とする。 	<p>・各数値目標について、所期の目標を達成しているか。</p>	<p>診療所の機能を活用し、地域医療への貢献として、地域の知的障害者（児）及び家族等に対して外来診療を実施した。</p> <p>また、外来患者の家族を対象とした家族心理教育のグループセッション「えすぼわ〜る」を年間8回実施した。</p> <p>さらに、精神科外来では、発達障害児・者等を対象に、医師、臨床心理士、医療ソーシャルワーカー、学校教職員、施設職員、児童相談所職員等によるケースカンファレンスを年間28回実施し、情報を共有することにより、地域全体での包括的な支援を図った。</p> <p>〈参考指標〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 診療所外来利用者数（施設入所利用者除く） 医科 4,642人 歯科 474人 合計 5,116人 <p>（参考指標：診療所外来利用者数（施設入所利用者除く。）5,900人以上）</p> <ul style="list-style-type: none"> 「のぞみふれあいフェスティバル」の外部からの参加者数一人 <p>（参考指標：参加者数2,000人以上）</p> <p>令和3年度も、新型コロナウイルス感染症の蔓延を防止するため、不特定多数の者が参加するイベントである「のぞみふれあいフェスティバル」の開催は中止とした。</p>		
--	---	--	----------------------------------	---	--	--

<p>3 合理化の推進</p> <p>契約は、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、引き続き随意契約の適正化を推進すること。</p> <p>①「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)を踏まえて、引き続き、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する。</p> <p>②毎年度、「調達等合理化計画」を策定し、その取組状況を公表すること。</p> <p>③外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を踏まえて、競争性のない随意契約の削減を更に徹底する等、引き続き調達等の改善に努めること。</p>	<p>3 合理化の推進</p> <p>契約は、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、引き続き随意契約の適正化を推進する。</p> <p>①「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)を踏まえて、引き続き、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する。</p> <p>② 毎年度、「調達等合理化計画」を策定し、その取組状況を公表する。</p> <p>③ 外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を踏まえて、競争性のない随意契約の削減を更に徹底する等、引き続き調達等の改善に努める。</p> <p>〈評価における指標〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争性のある契約の比率を87%以上とする。 ・契約の適正な実施について点検を受けるための契約監視委員会の開催数 	<p>3 合理化の推進</p> <p>契約は、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、引き続き随意契約の適正化を推進する。</p> <p>①「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)を踏まえて、引き続き、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する。</p> <p>② 毎年度、「調達等合理化計画」を策定し、その取組状況を公表する。</p> <p>③ 外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を踏まえて、競争性のない随意契約の削減を更に徹底する等、引き続き調達等の改善に努める。</p> <p>〈令和3年度における評価指標〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争性のある契約の比率を87%以上とする。 ・契約の適正な実施について点検を受けるための契約監視委員会の開催数 	<p>・契約は、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、引き続き随意契約の適正化を推進しているか。</p>	<p>・競争性のある契約、契約監視委員会については、「調達等合理化計画」等に基づき実施した。令和3年度においては、契約監視委員会を6月に開催(目標:毎年度1回以上)し、点検・見直しを行い、その結果はホームページで公表した。また、追加の新規案件については、調達等合理化検討会を開催し、審議結果については契約監視委員会に報告し了承を得た。</p> <p>・競争性や透明性の確保を図る観点から一般競争入札等を積極的に行った。なお、競争性のない契約については、17件中16件が公共料金(上下水道料金・ガス料金)であり、残り1件も、不正通信監視サービス(サイバーセキュリティ基本法に基づき設置)である。</p> <p>全42件の契約の中で、上記公共料金の契約件数16件を除いた、全26件の契約のうち、競争性のない契約は1件であり、競争性のある契約の実績値は、96.2%であり、目標(毎年度87%以上)を上回った。</p> <table border="1" data-bbox="1231 793 1537 919"> <tr> <td>競争性のある契約</td> <td>25件</td> </tr> <tr> <td>競争性のない契約</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>26件</td> </tr> </table>	競争性のある契約	25件	競争性のない契約	1件	合計	26件		
競争性のある契約	25件											
競争性のない契約	1件											
合計	26件											

	を毎年度1回以上とする。	を1回以上とする。					
--	--------------	-----------	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-1	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
総事業費に占める自己収入比率（計画値）	中期目標期間中、総事業費に占める自己収入の比率を50%以上	56% (第3期中期目標期間平均)	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	
総事業費に占める自己収入比率（実績値）	—	—	57%	58%	56%	56%	—	
達成度	—	—	114%	115%	112%	112%	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
<p>第5 財務内容の改善に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 自己収入の増加に努めることにより、中期目標期間中において、総事業費（定年退職者に係る退職手当を除く。）に占める自己収入の比率を、50%以上にする。</p> <p>2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施</p> <p>「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、適切な予算管理を通じて当該予算内で健全な運営を行うこと。</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項</p> <p>財務内容の改善に向けて以下のように取り組む。</p> <p>1 自己収入の増加に努めることにより、中期目標期間中において、総事業費（定年退職者に係る退職手当を除く。）に占める自己収入の比率を、50%以上にする。</p> <p>2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施</p> <p>「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するための措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算内で健全な運営を行う。</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項</p> <p>財務内容の改善に向けて以下のように取り組む。</p> <p>1 自己収入の増加に努めることにより、中期目標期間中において、総事業費（定年退職者に係る退職手当を除く。）に占める自己収入の比率を、50%以上にする。</p> <p>2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施</p> <p>「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するための措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算内で健全な運営を行う。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>・総事業費（定年退職者に係る退職手当を除く。）に占める自己収入の比率を、50%以上にする。</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>・自己収入の増加に努めることにより、中期目標期間中において、自己収入比率を50%以上にし、中期計画の予算内の健全な運営を行っているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>・令和3年度における総事業費（退職手当を除く）に占める自己収入の比率は、56%となり目標（50%以上）を上回った。これは、効率的な事業の見直しなど事業運営について、概ね計画通りに実施できたことが主な要因である。また、予算に従ってセグメント毎の収支計画を作成し、事業運営に取り組んだことから、借入金等の発生もなく事業を実施することができた。なお、運営費交付金の収益化については、業務の進行に応じて収益化する業務達成基準を採用している。</p> <p>令和3年度総事業費（退職手当を除く）2,721百万円 自己収入1,523百万円（56%）</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>総事業費に占める自己収入の比率が目標を上回ることができたので、B評定とした。</p> <p><課題と対応></p> <p>なし</p>	<p>【評定】</p> <p><評定に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p>	

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

○ 目的積立金等の状況は次表のとおりである。

(単位：百万円)

	平成30年度 末 (初年度)	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	—	—	—	—	—
目的積立金	—	—	—	—	—
積立金	123	220	344	169	—
うち経営努力認定相当額	—	—	—	—	—
その他の積立金等	—	—	—	—	—
運営費交付金債務	44	103	26	133	—
当期の運営費交付金交付額(a)	1,463	1,430	1,303	1,290	—
うち年度末残高(b)	44	103	26	133	—
当期運営費交付金残存率(b÷a)	3%	7%	2%	10%	—

注：単位未満については、四捨五入して記載している

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-1	その他業務運営に関する重要事項		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
内部統制委員会開催数 (計画値)	毎年度3回以上	—	3回以上	3回以上	3回以上	3回以上	3回以上	
内部統制委員会開催数 (実績値)	—	3.6回 (第3期中期目標期間平均)	3回	3回	3回	3回	—	
達成度	—	—	100%	100%	100%	100%	—	
モニタリング評価会議の 開催数(計画値)	毎年度4回以上	—	4回以上	4回以上	4回以上	4回以上	4回以上	
モニタリング評価会議の 開催数(実績値)	—	4回 (第3期中期目標期間平均)	4回	4回	4回	4回	—	
達成度	—	—	100%	100%	100%	100%	—	
事故防止対策委員会の 開催数(計画値)	毎年度12回以上	—	12回以上	12回以上	12回以上	12回以上	12回以上	
事故防止対策委員会の 開催数(実績値)	—	11.2回 (第3期中期目標期間平均)	14回	13回	11回	12回	—	
達成度	—	—	117%	108%	92%	100%	—	
虐待防止対策委員会の 開催数(計画値)	毎年度12回以上	—	12回以上	12回以上	12回以上	12回以上	12回以上	
虐待防止対策委員会の 開催数(実績値)	—	12.8回 (第3期中期目標期間平均)	16回	14回	16回	14回	—	
達成度	—	—	133%	117%	133%	117%	—	
感染症対策委員会の開催 数(計画値)	毎年度2回以上	—	2回以上	2回以上	2回以上	2回以上	2回以上	
感染症対策委員会の開催 数(実績値)	—	2.6回 (第3期中期目標期間平均)	2回	4回	12回	30回	—	

達成度	—	—	100%	200%	600%	1500%	—
情報セキュリティ職員研修会の開催数（計画値）	毎年度 1 回以上	—	1 回以上	1 回以上	1 回以上	1 回以上	1 回以上
情報セキュリティ職員研修会の開催数（実績値）	—	2 回 （平成 29 年度実績）	3 回	3 回	3 回	3 回	—
達成度	—	—	300%	300%	300%	300%	—
内部監査の実施回数（計画値）	毎年度 1 回以上	—	1 回以上	1 回以上	1 回以上	1 回以上	1 回以上
内部監査の実施回数（実績値）	—	1 回 （第 3 期中期目標期間平均）	1 回	1 回	1 回	1 回	—
達成度	—	—	100%	100%	100%	100%	—
運営懇談会の開催回数（計画値）	毎年度 2 回以上	—	2 回以上	2 回以上	2 回以上	2 回以上	2 回以上
運営懇談会の開催回数（実績値）	—	2 回 （第 3 期中期目標期間平均）	2 回	1 回	3 回	2 回	—
達成度	—	—	100%	50%	150%	100%	—
第三者評価機関による評価（計画値）	3 年に一度実施	3 年に一度実施	実施	—	—	実施	—
第三者評価機関による評価（実績値）	—	前回は 30 年度に実施	実施	—	—	実施	—
達成度	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
<p>第6 その他業務運営に関する重要事項 通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 施設整備や改修等については、適切な支援サービスの確保に留意しつつ、施設利用の状況、社会経済情勢を踏まえ、その必要性や経費の水準等について十分に精査すること。</p> <p>2 内部統制強化への取組については、「独立行政法人</p>	<p>第4 その他業務運営に関する重要事項 その他業務運営に関して以下のように取り組む。</p> <p>1 施設整備や改修等については、適切な支援サービスの確保に留意しつつ、施設利用の状況、社会経済情勢を踏まえ、その必要性や経費の水準等について十分に精査する。</p> <p>2 内部統制強化への取組については、「独立行政法人</p>	<p>第4 その他業務運営に関する重要事項 その他業務運営に関して以下のように取り組む。</p> <p>1 施設整備や改修等については、適切な支援サービスの確保に留意しつつ、施設利用の状況、社会経済情勢を踏まえ、その必要性や経費の水準等について十分に精査する。</p> <p>2 内部統制強化への取組については、「独立行政法人</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部統制委員会の開催数 ・モニタリング評価会議の開催数 ・事故防止対策委員会の開催数 ・虐待防止対策委員会の開催数 ・感染症対策委員会の開催数 ・情報セキュリティ対策の職員研修会の開催数 ・内部監査の実施回数 ・運営懇談会の開催回数 ・第三者評価機関による評価の実施 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会に招聘する外部委員数 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備や改修については、必要性や経費の水準等について十分に精査しているか。 <p>・内部統制強化の取組については、必要な規程類や体制の整備を行い、</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>1 施設整備や改修等 施設内の汚水槽の排水管等が老朽化し、汚水の排水が十分ではないため改修工事を行い改善を図る。※3か年計画の2年目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付額 41百万円 ・財源 令和3年度施設整備費補助金 <p>2 内部統制強化への取組</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>内部統制委員会を3回開催し、重要案件を審議する委員会等から、審議状況や内部統制の基本的要素の実施状況について報告があった。</p> <p>また、モニタリング評価会議やリスク回避等に向けた取り組みについても計画通り実施できた。</p> <p>情報セキュリティに関しては計画通りの取組を行った。</p> <p>施設利用者の基本的人権を守り、安全を確保するため、また法人としてのリスク回避・軽減を図るため、①施設利用者の事故防止対策 ②虐待防止対策 ③感染症予防や防災対策等に努めた。各対策委員会において計画どおり実施できた。</p> <p>以上のことから、B評定とした。</p> <p><課題と対応></p> <p>なし。</p>	<p>【評定】</p> <p><評定に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p>	

<p>業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえて、必要な規程類や体制の整備を行い、内部統制が有効に機能しているか点検・検証を行うとともに、内部統制に係る事項について、役職員で認識の共有を図ること。</p>	<p>の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえて、必要な規程類や体制の整備を行い、内部統制が有効に機能しているか点検・検証を行うとともに、内部統制に係る事項について、役職員で認識の共有を図る。</p> <p>〈具体的な取組〉 ア 内部統制の体制 役職員の職務執行のあり方をはじめとする内部統制について、内部統制委員会を開催するなど、引き続き充実・強化を図るとともに、具体的な取組状況を公表する。</p> <p>イ 業務の進行管理 各業務部門ごとに業務目標を設定するとともに、継続的に業務をモニタリングし、業務の進行管理を行うことにより、計画的な業務遂行に努める。</p>	<p>の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえて、必要な規程類や体制の整備を行い、内部統制が有効に機能しているか点検・検証を行うとともに、内部統制に係る事項について、役職員で認識の共有を図る。</p> <p>〈具体的な取組〉 ア 内部統制の体制 役職員の職務執行のあり方をはじめとする内部統制について、内部統制委員会を開催するなど、引き続き充実・強化を図るとともに、具体的な取組状況を公表する。</p> <p>イ 業務の進行管理 各業務部門ごとに業務目標を設定するとともに、継続的に業務をモニタリングし、業務の進行管理を行うことにより、計画的な業務遂行に努める。</p>	<p>内部統制が有効に機能しているか点検・検証を行うとともに、内部統制に係る事項について、役職員で認識の共有を図っているか。</p>	<p>ア 内部統制の体制 令和3年度は内部統制委員会を3回開催（目標：毎年度3回以上）し、内部統制の推進体制を有効に機能させるため、次の取組について報告を行い、審議・検討を行った。 1）業務運営や利用者の健康・生命・生活等にかかる重要案件を審議する観点から選定した14の委員会から、活動状況及び審議内容について報告した。 2）内部統制の6つの基本要素（①統制環境②リスク評価と対応③統制活動④情報と伝達⑤モニタリング⑥ICTへの対応）の各部における実施状況について監査を実施し、その結果について報告した。 3）ハラスメント防止への取組等について報告した。</p> <p>イ 業務の進行管理 各部より選出されたモニター（係長相当8名）による業務遂行状況について継続的にモニタリングを行った。 また、モニターと役員及び各局管理者による「モニタリング評価会議」を年4回開催（目標：毎年度4回以上）した。 この会議において、各モニターからの評価項目ごとの進捗状況の報告等に基づき業務の進行管理を行うとともに、評価結果等については園内LANを活用して広く職員に周知した。 【モニタリングの実施】 ・第1回令和3年4月27日（令和2年度総括及び令和3年度計画の決定） ・第2回令和3年7月27日（第1四半期分）</p>		
--	--	--	--	---	--	--

	<p>ウ リスク回避・軽減への取組</p> <p>のぞみの園の施設運営業務においてリスク要因への徹底した対応を図るため、施設利用者等に係る感染症予防対策や事故防止対策、防災対策、防犯対策等について組織的な取組を進める。</p>	<p>ウ リスク回避・軽減への取組</p> <p>のぞみの園の施設運営業務においてリスク要因への徹底した対応を図るため、施設利用者等に係る感染症予防対策や事故防止対策、防災対策、防犯対策等について組織的な取組を進める。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・第3回令和3年10月26日（第2四半期分） ・第4回令和4年1月25日（第3四半期分） <p>ウ リスク回避・軽減への取組</p> <p>事故防止対策委員会を12回開催し（目標：毎年度12回以上）、事故の検証を行うとともに再発防止に向けた環境調整や支援方法の見直しを行った。</p> <p>虐待防止対策委員会を14回開催（うち臨時2回）し（目標：毎年度12回以上）、利用者支援にあたる現場での身体拘束等の状況報告、支援に悩む事例への対応の在り方について等、小委員会を通して意見交換を行い、利用者の人権に配慮した支援の在り方等について現場での取組に繋げた。</p> <p>新型コロナウイルスに対する感染予防を徹底するため感染症対策委員会を30回開催し、利用者や職員が感染した際のマニュアルの改正や業務継続計画の検討、群馬県内の警戒度に応じた支援活動規制のルール化等を検討した。（目標：毎年度2回以上）</p> <p>診療所では、新型コロナウイルス感染症の予防及びまん延防止のため、国や自治体の指示に基づき新型コロナウイルスワクチン集団接種（1回目～3回目）を実施した。</p> <p>実績：入所利用者557人、グループホーム利用者81人、職員・委託職員892人、一般48人</p> <p>また、入所利用者及び役職員等について、感染者との接触が疑われる場合には速やかにPCR検査（517件）、抗原検査（36件）を実施し、感染拡大防止に努めた。</p> <p>結果、期間内において確認された陽性者は職員15名、入所利用者については、感染者を出さずに済んだ。なお、インフルエンザ・ノロウイルス感染症に関しては、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策が功を奏し発生はなかった。</p> <p>防災対策として、施設利用者及び役職員を対象とした総合防災訓練を10月に開催した。内容は、大地震における火災・停電を想定し、避難訓練を行った。また、園外グループホームにおいては、年3回の避難訓練を実施し、消火訓練の他、風水害や土砂災害時の避難方法の確認も併せて行った。</p> <p>防犯対策として、緊急連絡網の掲示、防犯カメラの点検、夜間における通行規制を継続実施するとともに、地域で開催される防犯研修会や区長会に積極的に参加し、情報収集に努めた。</p>		
--	---	---	--	---	--	--

	<p>エ 業務内容の情報開示等 のぞみの園の運営状況や財務状況、業務の遂行状況等について、国民にとって分かりやすいよう情報開示を行う。</p> <p>オ 効率的な業務運営に向けた取組を有効に機能させるための監査実施 随意契約の適正化等の効率的な業務運営に向けた取組を有効に機能させるため、内部監査を行うとともに監事及び会計監査人からの厳格な監査を受ける。</p> <p>〈評価における指標〉 i 内部統制委員会の開催数を毎年度3回以上とする。 ii モニタリング評価会議の開催数を毎年度4回以上とする。 iii 事故防止対策委員会の開催数を毎年度12回以上とする。 iv 虐待防止対策委員会の開催数を毎年度12回以上とする。</p>	<p>エ 業務内容の情報開示等 のぞみの園の運営状況や財務状況、業務の遂行状況等について、国民にとって分かりやすいよう情報開示を行う。</p> <p>オ 効率的な業務運営に向けた取組を有効に機能させるための監査実施 随意契約の適正化等の効率的な業務運営に向けた取組を有効に機能させるため、内部監査を行うとともに監事及び会計監査人からの厳格な監査を受ける。</p> <p>〈令和3年度における評価指標〉 i 内部統制委員会の開催数を3回以上とする。 ii モニタリング評価会議の開催数を4回以上とする。 iii 事故防止対策委員会の開催数を12回以上とする。 iv 虐待防止対策委員会の開催数を12回以上とする。</p>	<p>・各数値目標について、所期の目標を達成しているか。</p>	<p>エ 業務内容の情報開示等 ホームページにおいて財務諸表等の財務情報、年度計画や事業報告、監事監査や内部監査の結果等について適切に情報開示等を行った。</p> <p>オ 内部監査の実施 内部監査について、令和3年度内部監査計画に基づき、以下の重点事項に基づきチェックリストを作成し、ヒアリング及び実地監査を行った。 【令和3年度重点事項】 ・支援・介護マニュアル集に基づく支援・介護、与薬ルールの実施状況の確認 ・個人情報の管理状況 ・情報セキュリティ対策の運用状況 ・法人文書の管理状況 ・物品の管理状況 ・利用者所持金の管理状況 ・出納員における現金管理状況 ・内部統制に関する基本的な取り組み状況 また、監査結果については、令和3年12月23日に開催の第2回内部統制委員会（理事長が委員長）で報告し、当法人ホームページに報告書を掲載した。</p>		
--	--	---	----------------------------------	--	--	--

<p>3 情報セキュリティ対策の強化については、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直し、整備すること。また、これに基づき、セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこと。また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図ること。</p>	<p>v 感染症対策委員会の開催数を毎年度2回以上とする。</p> <p>3 情報セキュリティ対策の強化については、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直し、整備する。また、これに基づき、セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図る。</p> <p>〈具体的な取組〉 ・情報セキュリティ対策の水準の向上を図るため毎年度職員研修会を開催するとともに関連の内部監査を実施する。</p> <p>〈評価における指標〉 ・ 情報セキュリティ対策の職員研修</p>	<p>v 感染症対策委員会の開催数を2回以上とする。</p> <p>3 情報セキュリティ対策の強化については、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直し、整備する。また、これに基づき、セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図る。</p> <p>〈具体的な取組〉 ・情報セキュリティ対策の水準の向上を図るため職員研修会を開催するとともに関連の内部監査を実施する。</p> <p>〈令和3年度における評価指標〉 ・ 情報セキュリティ対策の職員研修</p>	<p>・情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直し、整備し、セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組んでいるか。</p> <p>・各数値目標について、所期の目標を達成しているか。</p>	<p>3 情報セキュリティ対策</p> <p>① のぞみの園において策定した情報セキュリティポリシー等について、その運用の周知徹底を図るため、新任職員及び全役職員を対象に、研修を3回行った。(目標:毎年度1回以上) 令和3年4月15日実施(新任職員対象)</p> <p>令和3年9月29日～10月31日実施(全役職員対象(WEB研修))</p> <p>令和3年11月5日～11月26日実施(全役職員対象(自己点検))</p> <p>② 内部監査については、令和3年8月から12月にかけて、総務部以下すべての部において、情報セキュリティ対策の運用状況について監査を実施(目標:毎年度1回以上)した。</p> <p>③ 情報セキュリティ分野における最新の動向を把握するため内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)、厚生労働省及び独立行政法人情報処理推進機構(IPA)主催のWEB研修に参加し、情報収集を行った。</p> <p>④ 業務委託業者のうち、情報システムを用いて個人情報を取り扱う4社について、ヒアリング検査を実施した。</p> <p>⑤ 実践的サイバー防御演習及び情報セキュリティインシデント対処の連携訓練を行った。</p> <p>⑥ 業務におけるLINE(ライン)の使用禁止の措置など情報漏洩の可能性のあるシステム等の使用に関して、情報セキュリティ対策に取り組んだ。</p>		
--	---	--	---	---	--	--

<p>4 提供するサービスに対する第三者から意見等を聴取する場の確保については、適切なサービスの提供と業務運営の向上を図るため、第三者から意見等を聴取する機会を確保するとともに、第三者評価機関による福祉サービスの評価を実施すること。</p> <p>また、その評価結果等を公表し、事業運営への反映に努めること。</p>	<p>会の開催数を毎年度1回以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 内部監査の実施回数を毎年度1回以上とする。 <p>4 提供するサービスに対する第三者から意見等を聴取する場の確保については、適切なサービスの提供と業務運営の向上を図るため、第三者から意見等を聴取する機会を確保するとともに、第三者評価機関による福祉サービスの評価を実施する。</p> <p>また、その評価結果等を公表し、事業運営への反映に努める。</p> <p>〈具体的な取組〉</p> <p>ア 運営懇談会の開催</p> <p>総合施設の運営や調査・研究、養成・研修等の業務全般に関する第三者の意見等を事業運営に反映させるため、有識者、行政担当者、地域の代表者、保護者等から構成される会議を開催する。</p>	<p>会の開催数を1回以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 内部監査の実施回数を1回以上とする。 <p>4 提供するサービスに対する第三者から意見等を聴取する場の確保については、適切なサービスの提供と業務運営の向上を図るため、第三者から意見等を聴取する機会を確保するとともに、第三者評価機関による福祉サービスの評価を実施する。</p> <p>また、その評価結果等を公表し、事業運営への反映に努める。</p> <p>〈具体的な取組〉</p> <p>ア 運営懇談会の開催</p> <p>総合施設の運営や調査・研究、養成・研修等の業務全般に関する第三者の意見等を事業運営に反映させるため、有識者、行政担当者、地域の代表者、保護者等から構成される会議を開催する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 適切なサービスの提供と業務運営の向上を図るため、第三者から意見等を聴取する機会を確保するとともに、第三者評価機関による福祉サービスの評価を受けているか。 	<p>4 第三者からの意見等の聴取</p> <p>ア 運営懇談会の開催</p> <p>のぞみの園の業務全般について、第三者の立場からご意見をいただく機会の場として、のぞみの園がある高崎地域の様々な分野の委員から構成される運営懇談会を設けている。福祉や医療のほか司法関係者や、行政の方、自治会の方、保護者会の方などにご参加いただき開催している。</p> <p>令和3年度においては、第1回を10月に開催（目標：毎年度2回以上）し、業務運営状況等についての説明のほか、各委員より意見を聴取した。</p> <p>会議開催内容は、次のとおりであり、議論の要旨については、当法人ホームページに掲載した。</p> <p>(1) 第1回 令和3年10月25日</p> <p>【議題】</p> <p>①入所利用者の状況について</p> <p>②独立行政法人評価について</p> <p>③国立のぞみの園における業務の取組状況について</p>		
--	---	---	--	---	--	--

	<p>イ 第三者評価機関による評価</p> <p>第三者評価機関による評価を3年に1度実施する。</p> <p>〈評価における指標〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営懇談会の開催回数を毎年度2回以上とする。 <p>〈参考指標〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会に招聘する外部委員数 ・苦情解決・要望等受付実績報告会（毎年度2人） ・虐待防止対策委員会（毎年度3人） <p>第5 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別紙1のとおり</p> <p>2 収支計画 別紙2のとおり</p> <p>3 資金計画 別紙3のとおり</p>	<p>イ 第三者評価機関による評価</p> <p>第三者評価機関による3年に1度の評価を実施する。</p> <p>（次回評価は令和6年度）</p> <p>〈令和3年度における評価指標〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営懇談会の開催回数を2回以上とする。 <p>〈参考指標〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会に招聘する外部委員数 ・苦情解決・要望等受付実績報告会（2人） ・虐待防止対策委員会（3人） <p>第5 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別紙1のとおり</p> <p>2 収支計画 別紙2のとおり</p> <p>3 資金計画 別紙3のとおり</p>	<p>・各数値目標について、所期の目標を達成しているか。</p>	<p>（2）第2回 令和4年3月17日</p> <p>【議題】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①新型コロナウイルス感染症への対応について ②入所利用者の状況について ③国立のぞみの園の予算について ④今後の取組について <p>イ 第三者評価機関による評価</p> <p>第三者評価を実施するにあたり、評価前に法人全職員対象に自己評価票に沿った自己評価を行い、その結果を基にして外部評価機関（委託先）から評価を受けた。</p> <p>評価は、28名の職員が3日間に渡り委託先よりヒアリングを受けるとともに法人内の見学を行い、総合的に判断され最終評価を受け、評価項目74項目中73項目について総合評価で「A」評価となっている。</p> <p>評価結果については、当法人ホームページに掲載した。</p> <p>〈参考指標〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会に招聘する外部委員数 ・苦情解決・要望等受付実績報告会 1人 ・虐待防止対策委員会 2人 <p>（参考指標：・委員会に招聘する外部委員数（苦情解決・要望等受付実績報告会（2人）虐待防止対策委員会（3人）））</p>		
--	---	--	----------------------------------	--	--	--

	<p>第6 短期借入金の 限度額</p> <p>1 限度額 310 百万円</p> <p>2 想定される理由 (1) 運営費交付金 の受入れの遅延等 による資金の不足 に対応するため。 (2) 予定外の退職 者の発生に伴う退 職手当の支給等、偶 発的な出費に対応 するため。</p> <p>第7 不要財産又は 不要財産となるこ とが見込まれる財 産がある場合には、 当該財産の処分 に関する計画 なし</p> <p>第8 重要な財産を 譲渡し、又は担保に 供しようとするこ ときは、その計画 なし</p> <p>第9 剰余金の使途</p> <p>1 職員の資質の向 上のための学会、研 修会等への参加及 び外部の関係機関 との人事交流</p> <p>2 施設・設備及び 備品の補修、整備並 びに備品の購入</p> <p>3 施設利用者の個 別支援計画の適切 な運用や地域にお ける支援体制づく</p>	<p>第6 短期借入金の 限度額</p> <p>1 限度額 310 百万円</p> <p>2 想定される理由 (1) 運営費交付金 の受入れの遅延等 による資金の不足 に対応するため。 (2) 予定外の退職 者の発生に伴う退 職手当の支給等、偶 発的な出費に対応 するため。</p> <p>第7 不要財産又は 不要財産となるこ とが見込まれる財 産がある場合には、 当該財産の処分 に関する計画 なし</p> <p>第8 重要な財産を 譲渡し、又は担保に 供しようとするこ ときは、その計画 なし</p> <p>第9 剰余金の使途</p> <p>1 職員の資質の向 上のための学会、研 修会等への参加及 び外部の関係機関 との人事交流</p> <p>2 施設・設備及び 備品の補修、整備並 びに備品の購入</p> <p>3 施設利用者の個 別支援計画の適切 な運用や地域にお ける支援体制づく</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・短期借入金について 短期借入金は生じていない。 ・不要財産の処分について <固定資産の減損について> ・減損を認識した固定資産に関する事項 該当なし ・重要な財産を譲渡、又は担保に供すること 該当なし ・剰余金 該当なし 		
--	--	--	--	--	--	--

	<p>りなどの地域移行の取組み</p> <p>4 退職手当（依願退職等）への充当</p> <p>第10 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>（1）方針</p> <p>施設利用者の減少等を踏まえ、業務運営の効率化を図りつつ、人員の適切な配置等に努める。</p> <p>（2）人員に係る指標</p> <p>期末（34年度末）の常勤職員数を期首（30年度当初）の92%とする。</p> <p>（参考1）</p> <p>職員の数</p> <p>期首の常勤職員数 193名</p> <p>期末の常勤職員数の見込み 177名</p> <p>（参考2）</p> <p>中期目標期間中の人件費総額</p> <p>中期目標期間中の人件費総額見込み 7,059百万円</p> <p>2 施設・設備に関する計画</p> <p>施設・整備の内容</p> <p>国立重度知的障害者総合施設のぞみの園に関する施設・設備</p>	<p>りなどの地域移行の取組み</p> <p>4 退職手当（依願退職等）への充当</p> <p>第10 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>（1）方針</p> <p>施設利用者の減少等を踏まえ、業務運営の効率化を図りつつ、人員の適切な配置等に努める。</p> <p>（2）人員に係る指標</p> <p>常勤職員数について、年度当初及び年度末の見込みを次のとおりとする。</p> <p>（参考1）</p> <p>職員の数</p> <p>年度当初の常勤職員数 185名</p> <p>年度末の常勤職員数の見込み 177名</p> <p>（参考2）</p> <p>人件費総額</p> <p>令和3年度の人件費総額見込み 1,404百万円</p> <p>2 施設・設備に関する計画</p> <p>施設・整備の内容</p> <p>国立重度知的障害者総合施設のぞみの園に関する施設・設備</p>				
--	--	--	--	--	--	--

	予算額 347 百万円 財源 施設整備費補助金 (注) 金額については見込みである。 3 積立金処分に関する事項 なし	予算額 83 百万円 財源 施設整備費補助金 (注) 金額については見込みである。 3 積立金処分に関する事項 なし				
--	---	--	--	--	--	--

4. その他参考情報